

## 第4回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

日時: 令和3年3月26日(金) 18時30分～20時30分

会場: 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあとホール」(オリオン)

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 世田谷区産業振興基本条例改正素案について【資料2、3、4、5】

(2) 意見交換

#### 3 閉会

#### 【配付資料】

資料1	想定検討スケジュール
資料2	世田谷区産業振興基本条例の改正イメージ(骨子イメージ)
資料3	世田谷区産業振興基本条例改正素案新旧対照表
資料4	(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例前文(案)
資料5	地域経済の持続可能な発展イメージ
参考資料	第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録
参考資料	新型コロナウイルス感染症に係る区内経済状況について

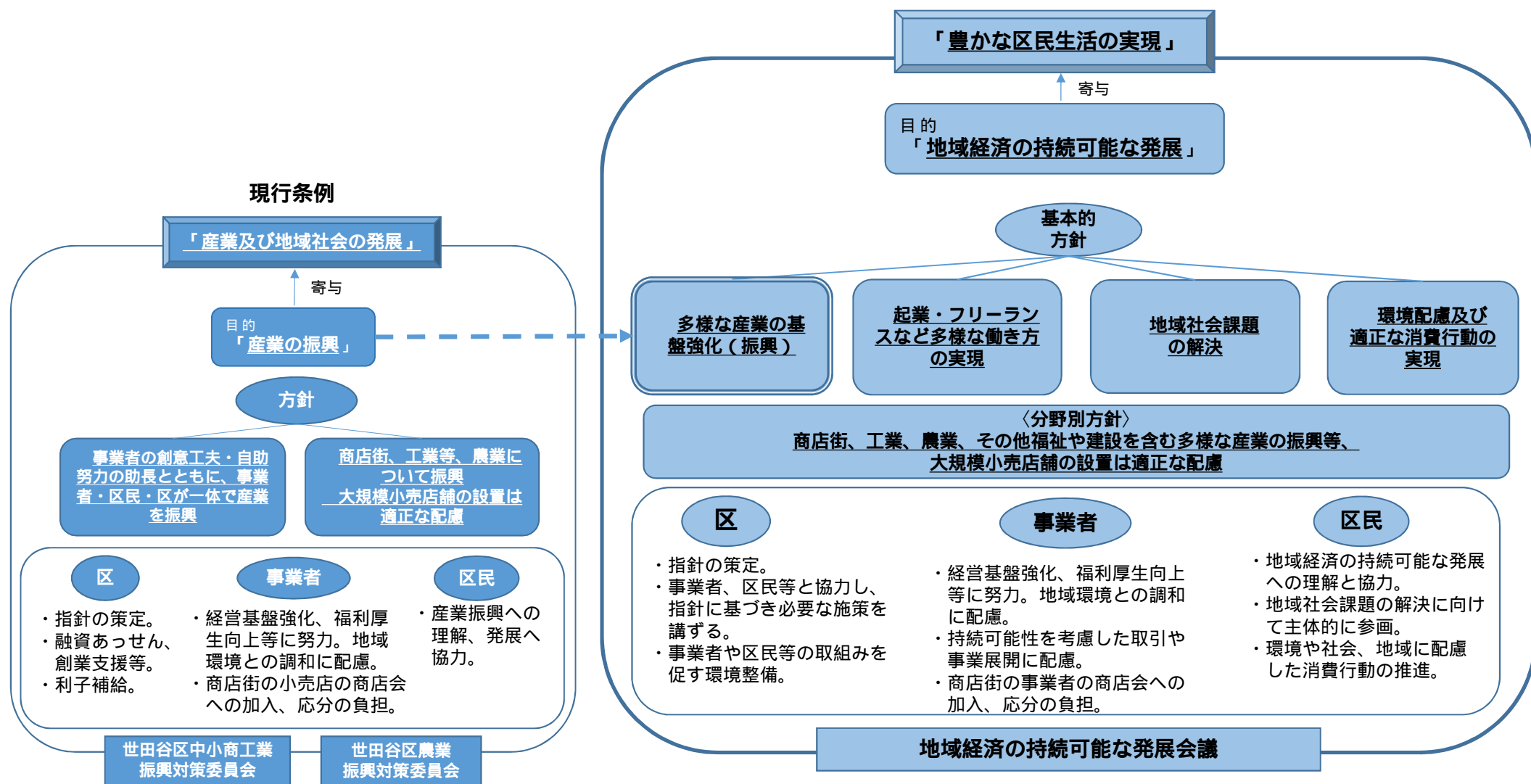
## 想定検討スケジュールについて

日程	内容
令和2年 3月27日(金)	<b>第1回世田谷区産業振興基本条例検討会議【開催中止】</b> 区現況説明、条例見直しに対する意見交換
4月上旬 ～5月下旬	開催中止を受け、各検討委員との個別意見交換（リモート会議及び質問状への回答）
8月31日(月)	<b>第2回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 検討スケジュールの共有 区や各団体等の現状共有 条例改正に対する意見交換
11月	<b>第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 世田谷区産業振興基本条例「骨子」の提示 with コロナ・アフターコロナの状況共有 「骨子」に対する意見交換
12月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例改正の検討状況について』
令和3年 3月	<b>第4回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 世田谷区産業振興基本条例「素案」の提示 with コロナ・アフターコロナへの対応を踏まえた意見交換
5月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「素案」について』
6月	区民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
7月下旬 ～9月上旬	東京オリンピック・パラリンピック大会の開催 ・7月23日～8月8日 オリンピック ・8月24日～9月5日 パラリンピック
8月下旬 ～9月上旬	条例改正に関するシンポジウム等の開催
10月	<b>第5回世田谷区産業振興基本条例検討会議</b> 世田谷区産業振興基本条例「案」の提示 「案」に対する意見交換、協議・決定
令和4年 2月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「案」について』 第1回区議会定例会 世田谷区産業振興基本条例改正の提案
4月	新世田谷区産業振興基本条例の施行

## 改正のポイント

社会が高度に複雑化・多様化・多元化している状況を踏まえ、目的を「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」として新たに設定。合わせて、名称も「（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。非経済的な価値の重要性が増しており、経済的発展との両立が持続可能な発展へつながる。そのため、「産業の振興」を含めた4本の基本的方針を設定し、地域経済を底上げ。事業者を主とした条例から、将来世代も考慮した事業者と区民のための条例へ。区民一人一人の存在や役割向上を踏まえ、区民にも参画を促し、豊かな区民生活の実現への寄与を目指す。

## 《（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例（イメージ）》



## 新旧対照表（素案）案

現行	改定案
<p>(名称) 世田谷区産業振興基本条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(名称) (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例</p> <p>前文(別紙)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、世田谷区(以下「区」という。)における地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定めるとともに、区、事業者及び区民等の責務や役割を明らかにし、もって豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)事業者 区内に事業所を有する中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人等で、区内において事業活動を行うものをいう。</p> <p>(2)区民 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに区に継続的に多様な形で関わる者をいう。</p> <p>(3)関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織する団体並びに産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。</p>

(基本方針)

第2条 産業の振興は、事業者(区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ。)自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。
- (2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。
- (3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。
- (4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。

(基本的方針)

第3条 地域経済の持続可能な発展は、次に掲げる基本的方針に基づき、多様な地域産業の横断的及び相乗的な連携により様々な循環を促進し、区、事業者、区民及び関係機関が一体となって推進するものとする。

- (1) 区民生活を支える多様でレジリエントな地域産業の基盤強化を図ること。
- (2) 誰もが自己の個性や能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及びフリーランス(特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識や技術を提供して対価を得る者をいう。)をはじめとする多様な働き方の実現を図ること。
- (3) 地域社会課題の解決に向けてソーシャルビジネス(地域社会が抱える課題の解決に取り組む事業をいう。)を促進すること。
- (4) SDGsの理念に基づく事業活動及び人、社会並びに環境に配慮した消費行動の実現を図ること。

(分野別方針)

第4条 地域経済の持続可能な発展に向けた取組みは、基本的方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえて推進するものとする。

- (1) 商業については、区民の社会生活を支える観点からその振興を図るとともに、地域コミュニティの担い手として安全・安心な消費生活を支え、にぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点から商店街の振興を図ること。また、地域社会との共生及び地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者による適正な配慮の確保を図ること。
- (2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めること。
- (3) 農業については、国等の方針に基づき、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地及び営農の維持に努めること。

( 区の責務 )

第3条 区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 融資あっせん及び助成
- (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談
- (3) 人材の育成
- (4) 創業に対する支援
- (5) 勤労者の福利厚生の上

3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したものとなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じて、利子補給をするものとする。

( 事業者の責務 )

第4条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の向上のために自主的に努力するとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全・安心な生活を守る観点からその振興を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図ること。

( 区の責務 )

第5条 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人の特性にも配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、事業者及び区民、関係機関、国、東京都等と協力し、前項の指針に基づき、中小企業及び小規模事業者への支援を含む必要な施策を講ずるものとする。

3 区は、第1項の指針の実現に向けて、事業者及び区民、関係機関等の取組みを促すための環境整備を行うものとする。

( 事業者の責務 )

第6条 事業者は、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域経済の持続可能な発展を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の向上、環境への配慮等に努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、安全・安心な消費生活を支え、にぎわいと交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

(区民等の理解と協力)

第5条 区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策等の評価)

第6条 区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会)

第7条 中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会(以下「商工業対策委員会」という。)を置く。

2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関すること。

3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東京商工会議所代表
- (3) 商業団体代表
- (4) 工業団体代表
- (5) 金融機関代表

(区民等の役割)

第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展が豊かな区民生活の実現に寄与することを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。

2 区民及び関係機関は、地域社会課題の解決に向けた取組みに参画するよう努めるものとする。

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、SDGsの理念に基づく人、社会並びに環境に配慮した消費行動の実現に努めるものとする。

(施策等の評価)

第8条 区は、地域経済の持続可能な発展を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)

第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域経済の持続可能な発展についての指針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。

3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(6) 区民

- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区農業振興対策委員会)

第8条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会（以下「農業対策委員会」という。）を置く。

2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 区民
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。



## 前文（案）

私たちのまち世田谷は、90万人を超える人々が暮らし、国分寺崖線や多くの河川、豊かな農地などの貴重な自然環境に加え、ボロ市をはじめとする地域の文化、伝統を大切にしながら、多くの個性あふれる商店街を有する寛容で活気あふれる住宅都市へと発展してきた。その良好な住環境と交通至便な立地環境から、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人一人の主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。

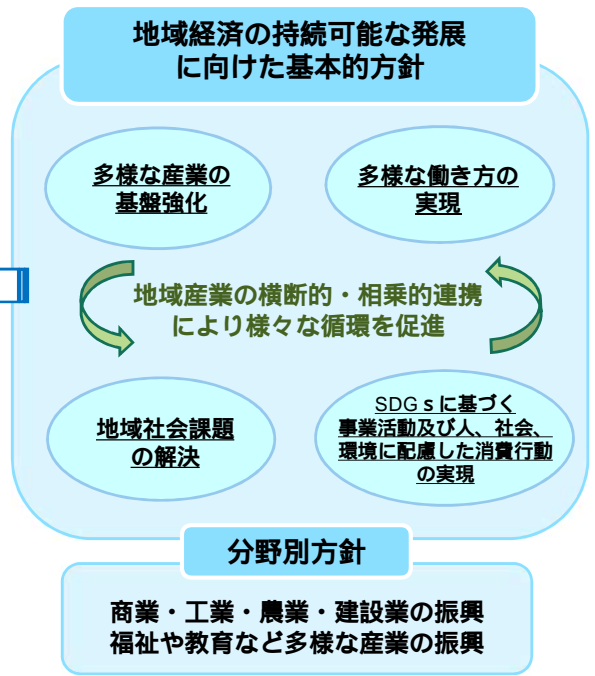
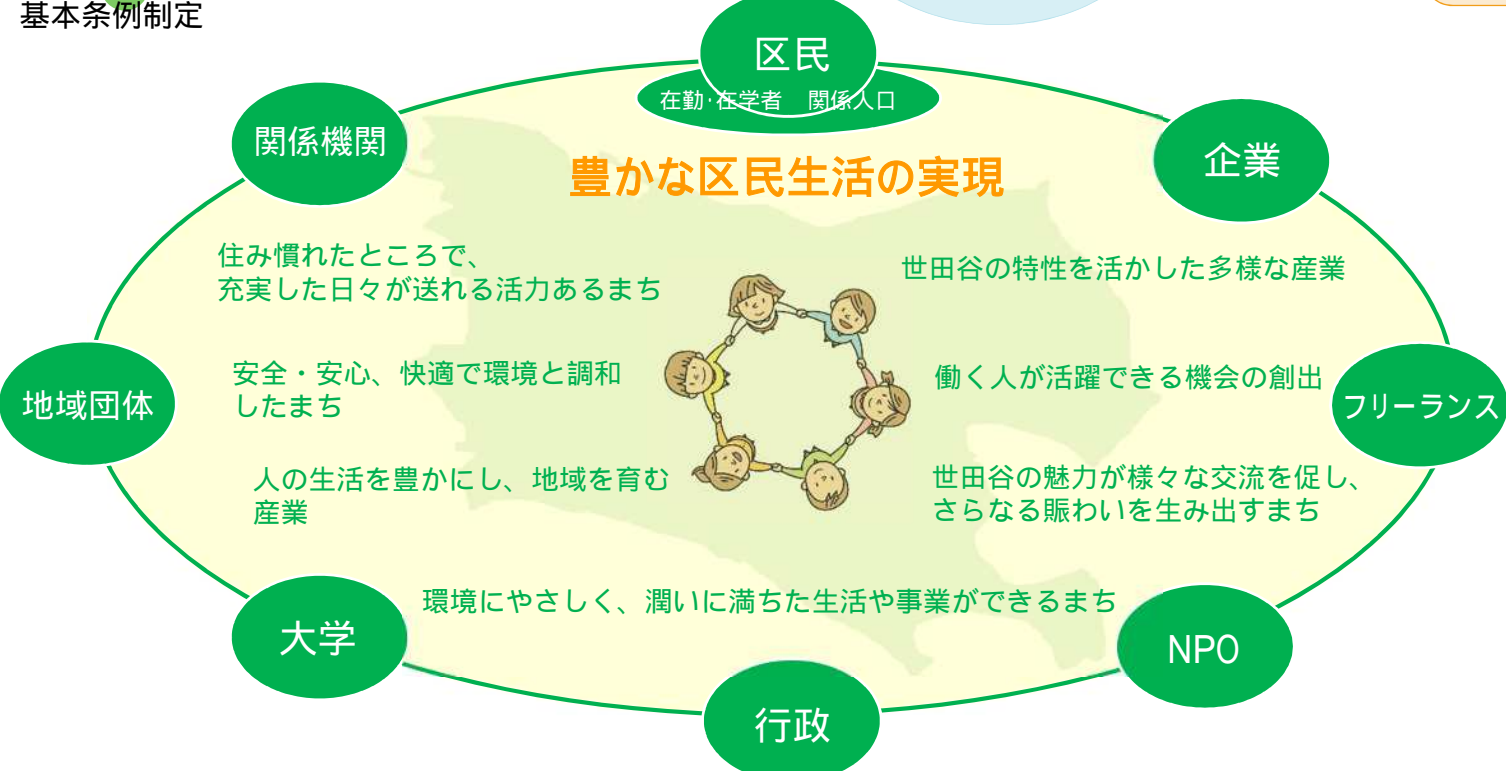
産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たしてきた。物やサービスのみならず、人材や資本、技術、情報をはじめとする様々な資源の循環を通じて地域に豊かさや賑わい、彩りをもたらすことで地域経済を先導してきた。人が学び、人を育成する場、成長や活躍の実践の場としての役割も担うことで、多様性や彩りをもたらし、地域コミュニティの核として強靱でしなやかな地域社会の構築や発展にも大きな貢献を果たしてきた。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、脱炭素社会に向けた取組みの加速、循環型社会やSDGsをはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、これまでの概念や価値観に大きな変革が生じている。地域経済もこれまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。

多様な働き方の進展や生活様式の変化に伴い、地域の重要性が一段と高まり、近隣コミュニティが重視される中、区民をはじめ様々な主体が活躍する世田谷は、地域経済発展の大きな可能性を秘めている。私たちは、恵まれた自然環境や文化・伝統等を次世代に引き継ぎ、地域社会課題の解決を図りながら、それぞれのニーズに応じた働きやすい環境をつくる中で、豊かな区民生活を実現し続ける。そのためには、取り巻く環境の変化を適切に捉えながら、私たち自身が変わり続けなければならない。産業の相互連関的な更なる成長に向けて、従来からの産業振興のより一層の推進に加え、非経済的な価値にも重きをおき、SDGsの理念を踏まえた取組みを加速していく。

ここに、そのための基本理念を明らかにするとともに、世田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たすことで、新たな価値の創造を通じた地域経済の持続可能な発展を実現していく。

# □地域経済の持続可能な発展イメージ



新型コロナウイルス感染症に係る  
区内経済状況について

令和3年3月

世田谷区経済産業部

# 区内経済状況

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせん及びセーフティネット申込件数は、1度目の緊急事態宣言下の令和2年5月をピークに減少傾向に転じたが、その後も申込みは続き、令和3年2月26日時点で7,800件を超えている（表1、図4）。また、世田谷区における中小企業の景況についても、令和2年7月～9月期及び10月～12月期は共に業況DI値（前期との比較）が改善したが、依然としてマイナスであることや、令和3年1月～3月期の見通しは悪化や不変を予想する企業が9割を超えるなど、厳しい状況が続く見込みである（図20～22）。

都内企業の倒産件数は、令和2年5月と令和3年1月（共に減少）を除き、ほぼ横ばいで推移しているが（図17）この間、国や東京都、区においても、緊急融資や各種補助金等の創設などの対策を講じてきたことにより、これらを活用しつつ、従業員の解雇や休業などにより雇用量を調整することで持続していることが考えられる。2度目の緊急事態宣言の影響もあることから、今後、持続困難となる企業が増加する可能性もある。

有効求人倍率は、1度目の緊急事態宣言下で大きく下落したが、その後は横ばいの状況が続いている（図25）。

## （1）世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の状況

図1 業種別申込件数（2/26時点）

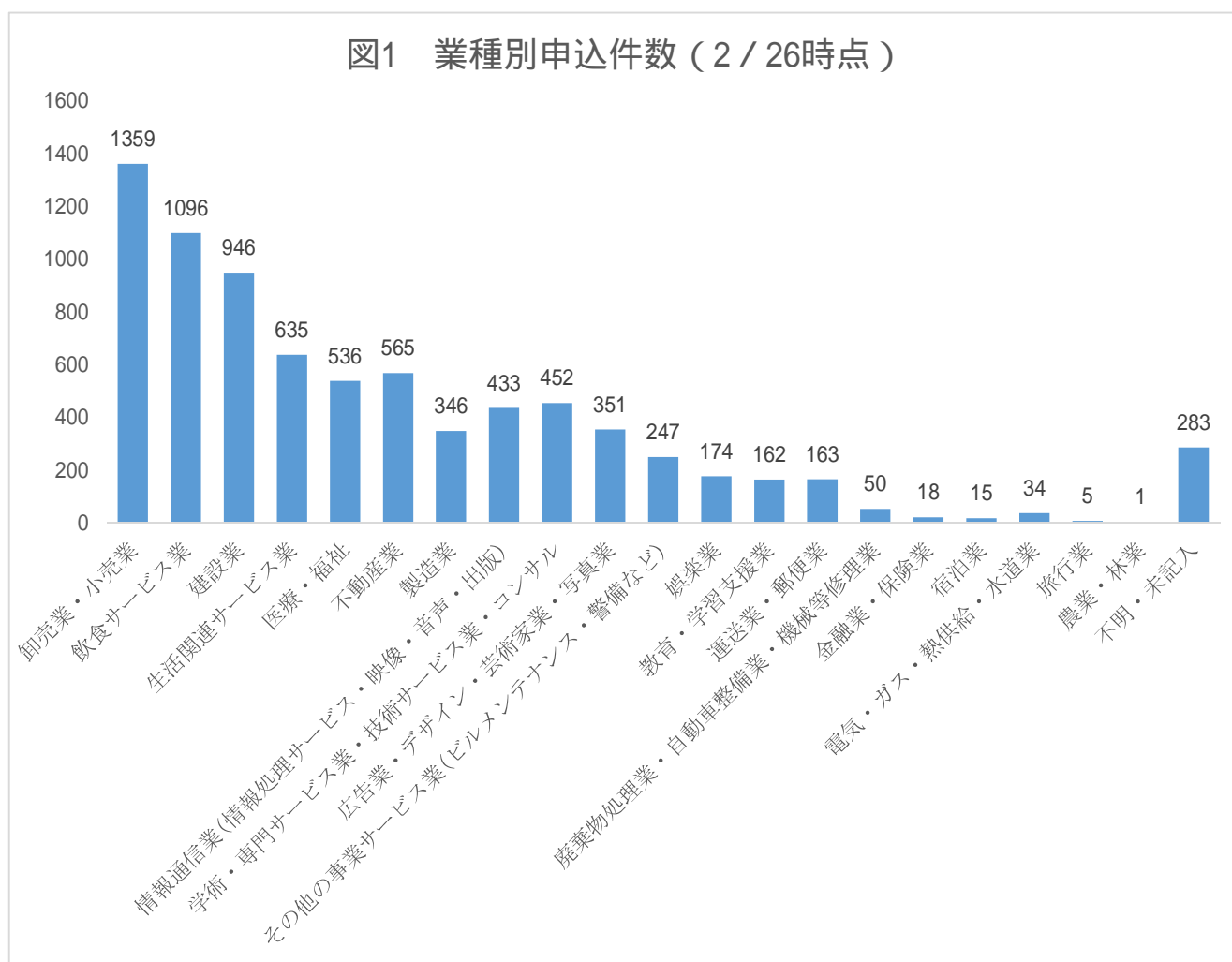


図2 業種別申込件数（2 / 26時点）

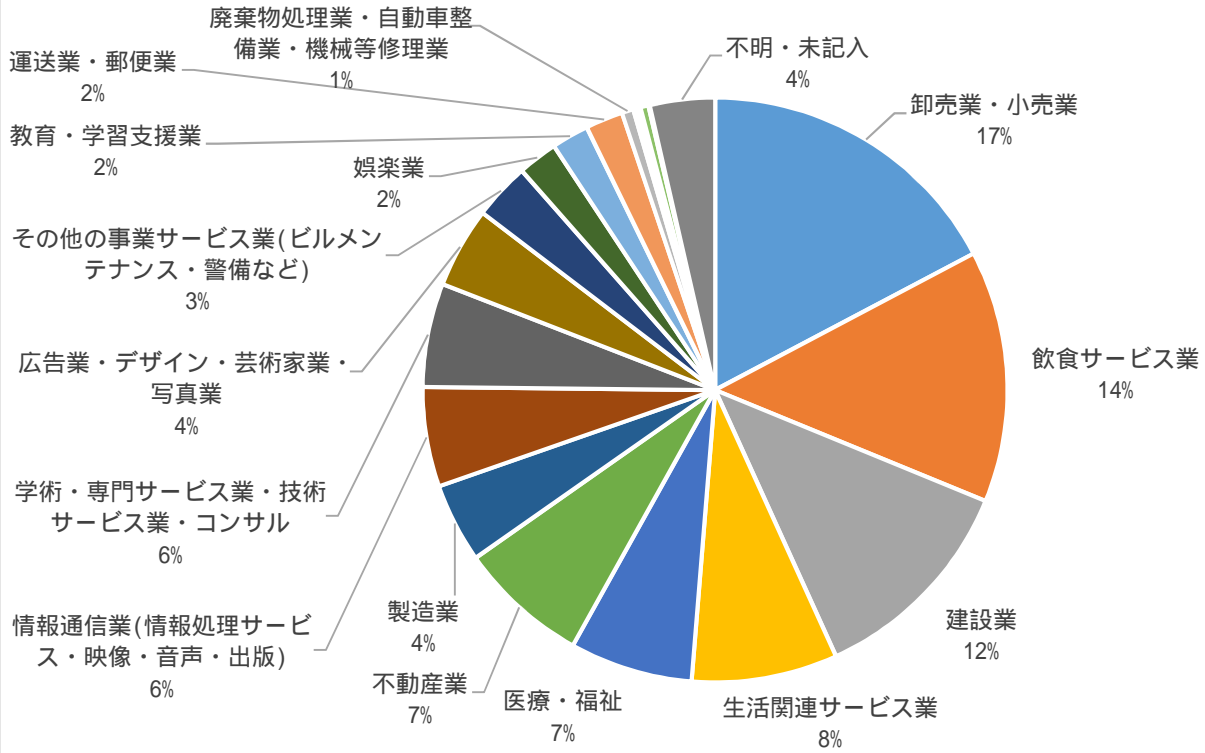


図3 業種別申込件数（一部抜粋）の推移

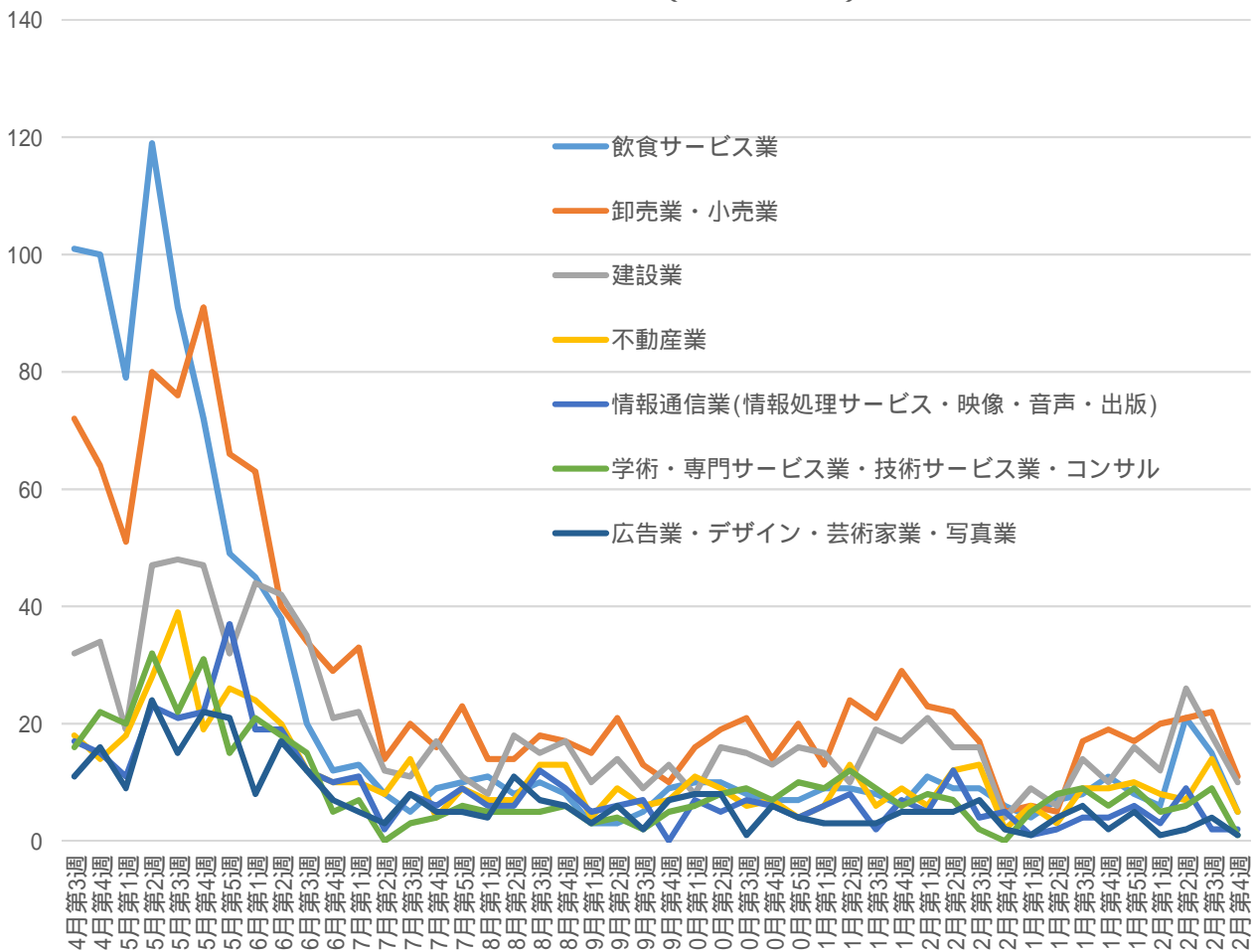


表 1 区内の業種別事業所数に対する融資の申込割合（令和 3 年 2 月 26 日時点）

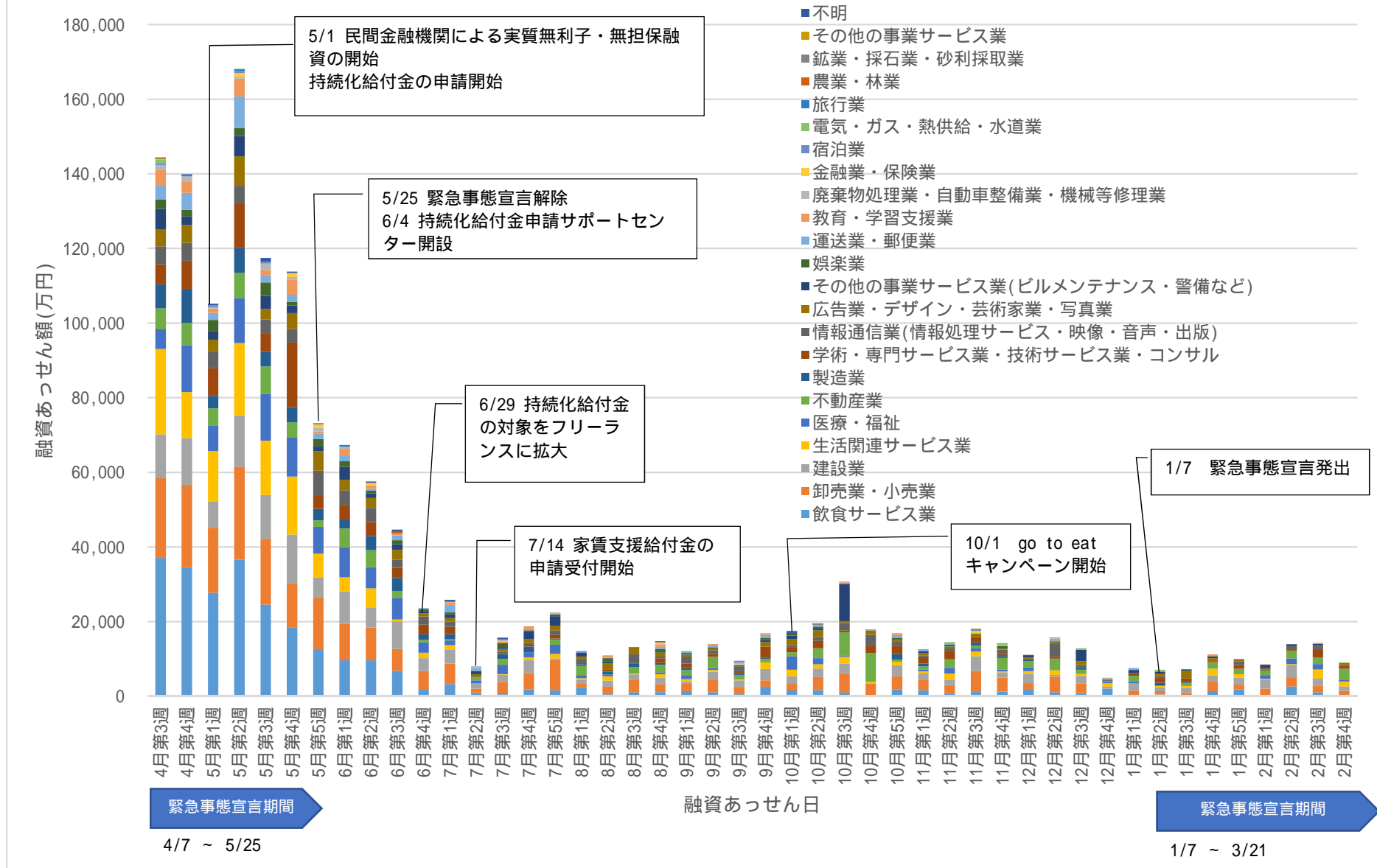
	事業所数	10/28 時点 申込者数	2/26 時点 申込者数	2/26 時点 申込割合
飲食サービス業	3,780	951	1096	29.0%
卸売業・小売業	6,744	1,047	1359	20.2%
建設業	1,832	701	946	51.6%
生活関連サービス業	2,515	538	635	25.2%
医療・福祉	3,151	480	536	17.0%
不動産業	2,569	430	565	22.0%
製造業	734	335	346	47.1%
学術・専門サービス業・技術サービス業・コンサル	1,150	326	452	39.3%
情報通信業（情報処理サービス・映像・音声・出版）	610	326	433	71.0%
広告業・デザイン・芸術家業・写真業	297	285	351	118.2%
その他の事業サービス業（ビルメンテナンス・警備など）	248	192	247	99.6%
娯楽業	138	162	174	126.1%
運送業・郵便業	466	140	163	35.0%
教育・学習支援業	1,211	144	162	13.4%
廃棄物処理業・自動車整備業・機械等修理業	236	46	50	21.2%
金融業・保険業	329	17	18	5.5%
宿泊業	63	14	15	23.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	34	377.8%
旅行業	29	6	5	17.2%
農業・林業	47	1	1	2.1%
漁業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0	0	0.0%
映画・演劇用品賃業	46	0	0	0.0%
不明・未記入	-	221	283	-
（合計）	26,205	6,370	7,871	30.0%

出典：平成 28 年度経済センサス活動調査より作成

個人事業主の場合、事業所が区外の場合でも融資の申込は可能なため、割合は近似的な値である。

卸売業・小売業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業は、令和 2 年 10 月 28 日から令和 3 年 2 月 26 日の申込者数の増加幅が大きくなっている。

図4 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせん状況



○緊急融資申込事業者の売上減少率

申込者の申込時点の直近3か月の前年比売上減少率は、令和2年10月28日時点と令和3年2月26日時点で50%以上の減少率と申告する事業者の割合に大きな変化はないが、飲食サービス業は依然として高い割合となっており、厳しい状況であることが読み取れる。建設業では、6月下旬に飲食業等の申込が減少した後も申込が続いており、売上減少が生じた時期は業種により違いが生じている。

《令和2年10月28日時点》

申込者による申告書より作成。各申込者の申込時点の直近3か月の売上減少率。

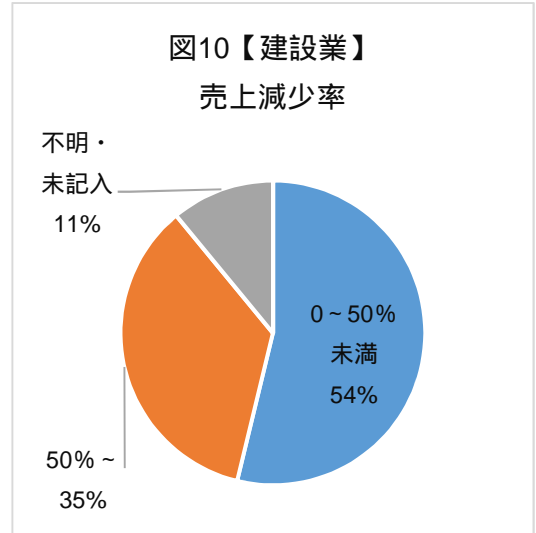
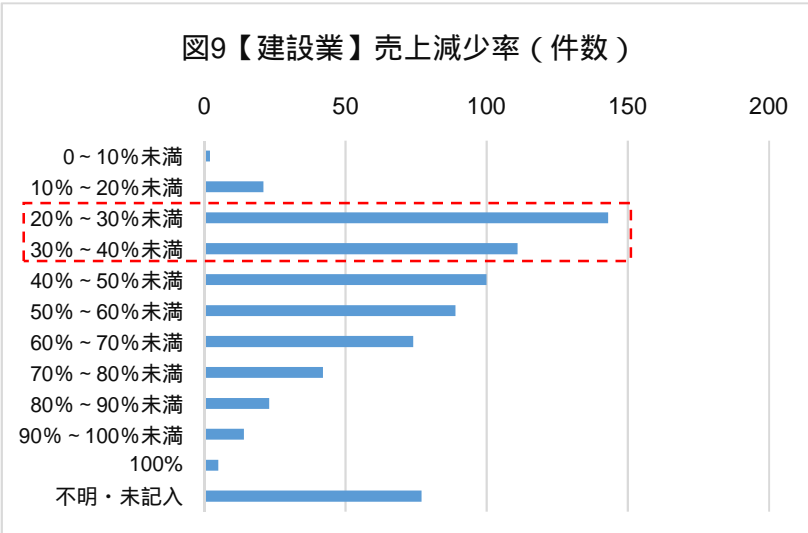
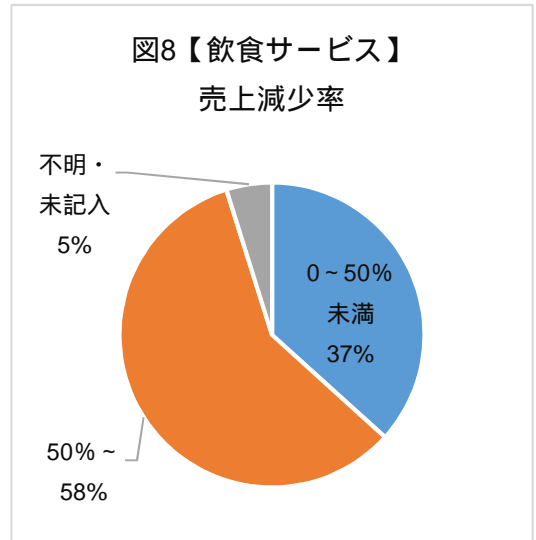
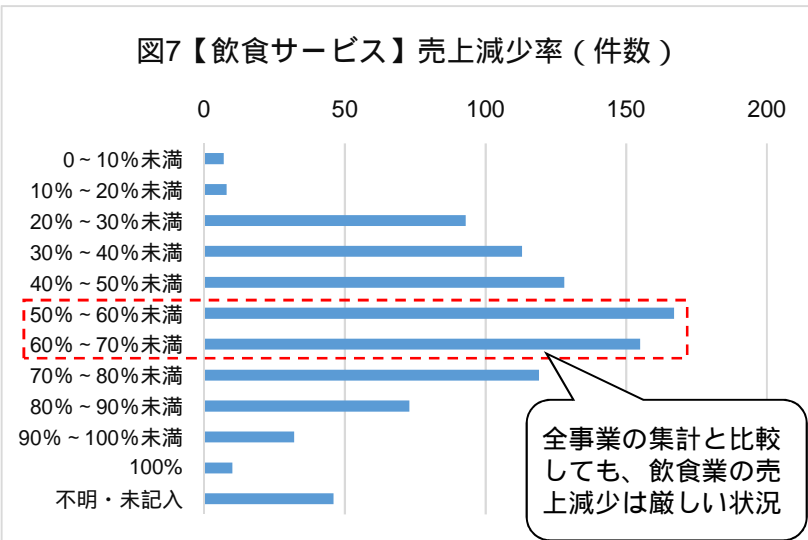
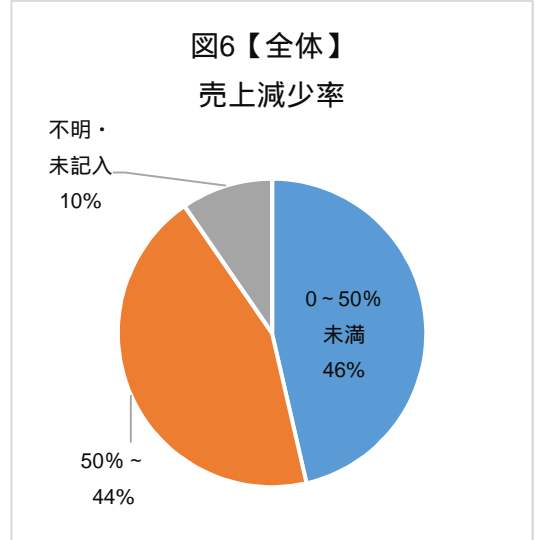
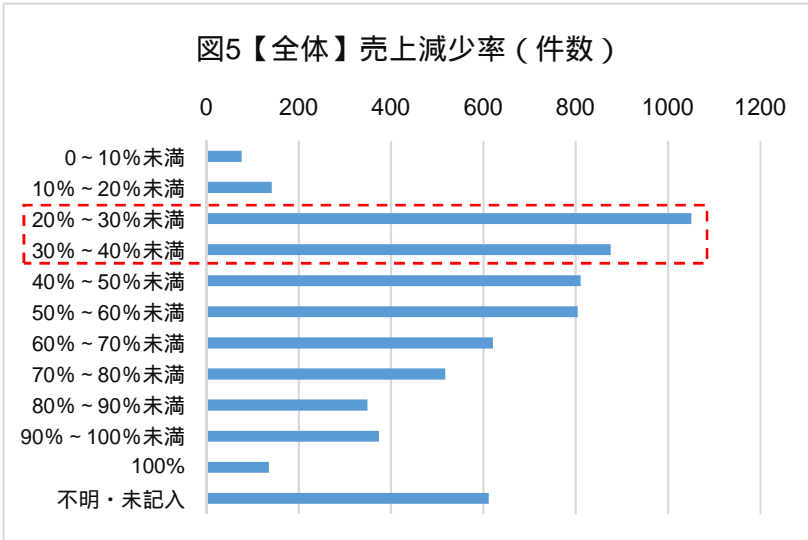




図11【全体】売上減少率（件数）

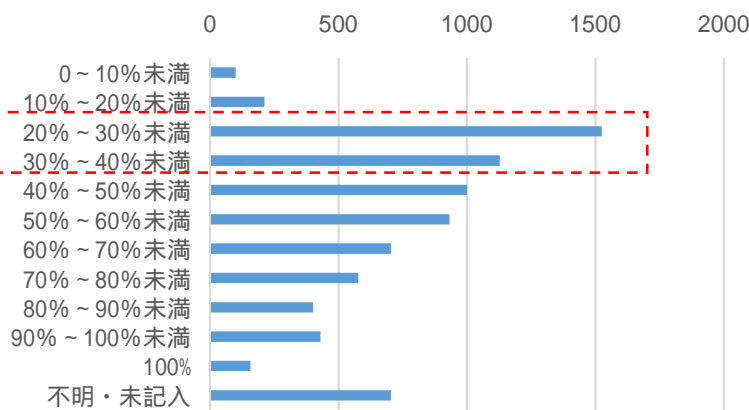


図12【全体】売上減少率

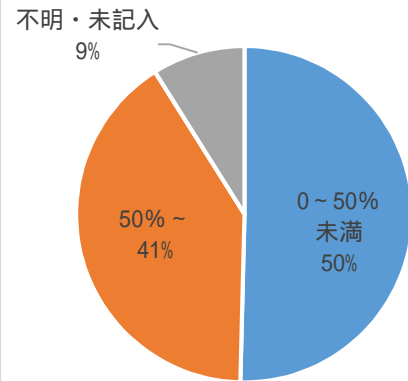


図13【飲食サービス】売上減少率（件数）

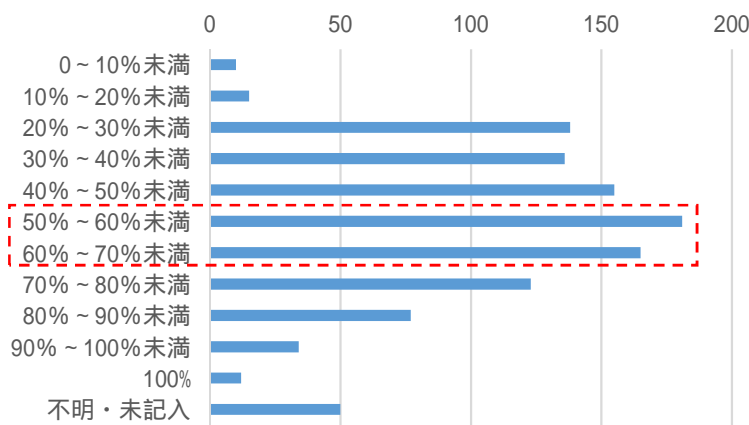


図14【飲食サービス】売上減少率

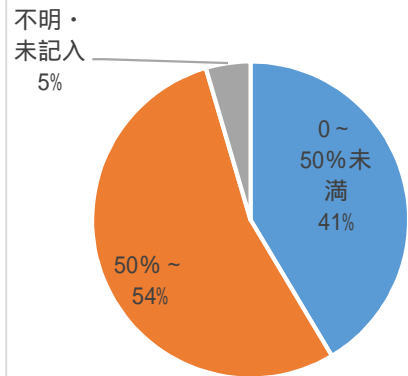


図15【建設業】売上減少率（件数）

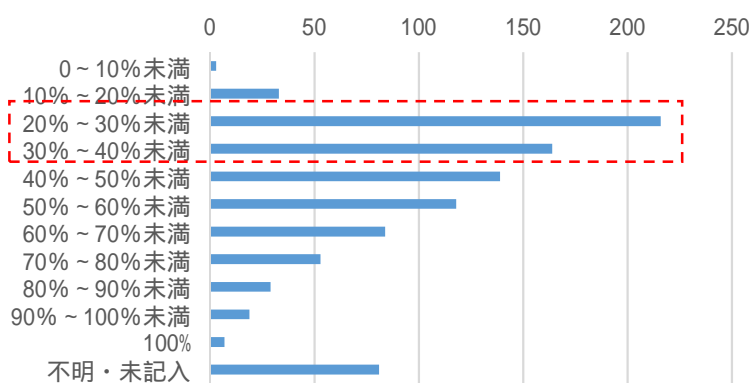
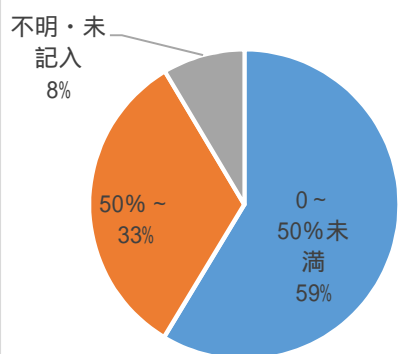
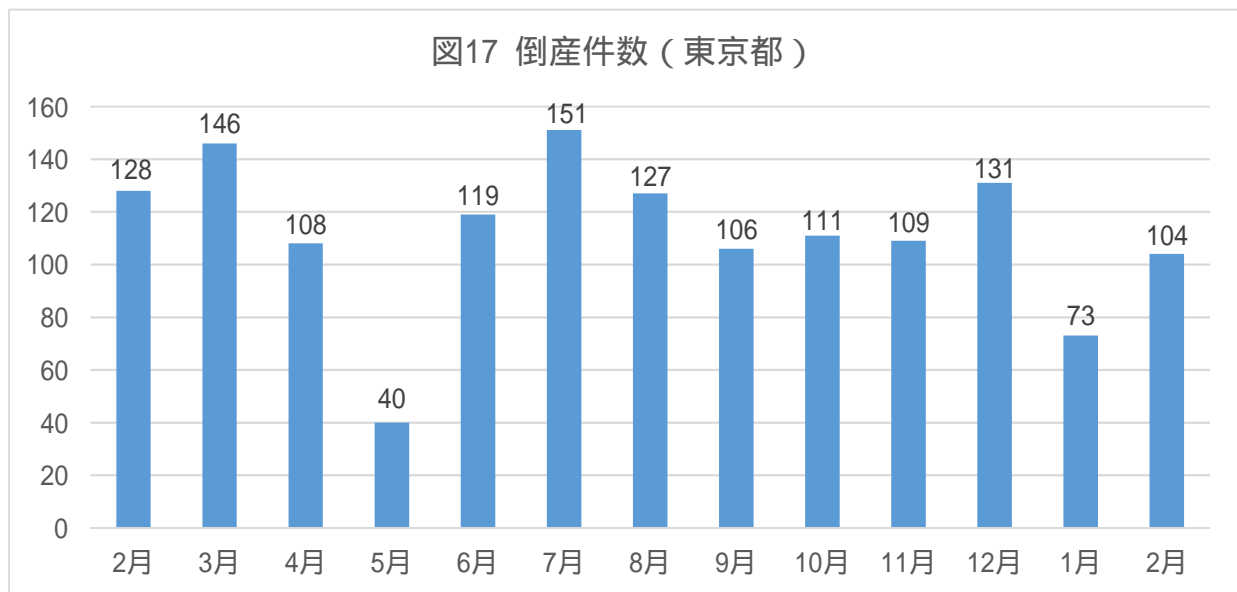


図16【建設業】売上減少率



( 2 ) 倒産件数 ( 東京都 )

東京都内の企業の倒産件数は、令和2年10月：111件、11月：109件、12月：131件、2021年1月：73件、2月：104件であった。倒産件数に大幅な変化は見られないが、2度目の緊急事態宣言の影響など、今後の動向を注視する必要がある。



( 出典 ) 東京都産業労働局資料より

( 3 ) 休廃業・解散、倒産件数推移 ( 全国 )

令和2年1~8月に全国で休廃業・解散した企業は3万5816社で、前年同期比23.9%増となっており、令和2年1~10月では、同4万3,802社で前年同期比21.6%増となっている。

《令和2年1月~8月推移》

図18 休廃業・解散、倒産件数 年次 ( 1~8月 ) 推移



出典：東京商工リサーチより

《令和2年1月～10月推移》

図19 休廃業・解散、倒産件数 年次(1～10月)推移



出典：東京商工リサーチより

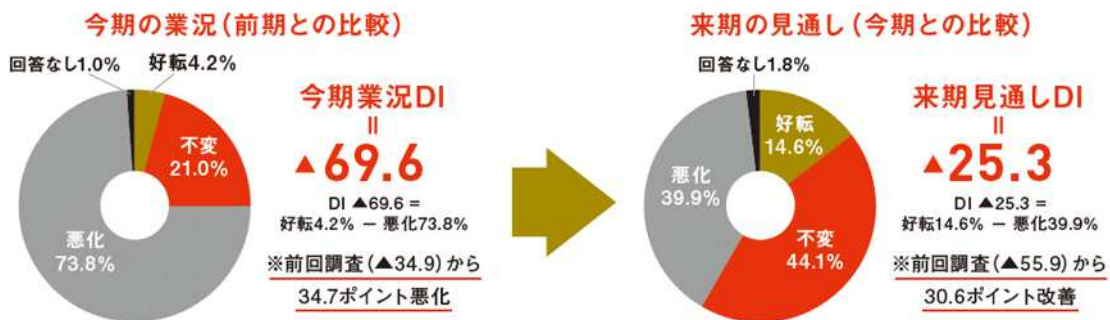
(4) 世田谷区における中小企業の景況(東京商工会議所世田谷支部調べ)

○業況

2020年10月～12月期の業況は、前期との比較において改善しているものの、依然としてマイナスであることや、来期の業況見通し(今期との比較)DIは前期と比べて悪化していることから、好転には遠い状況である。

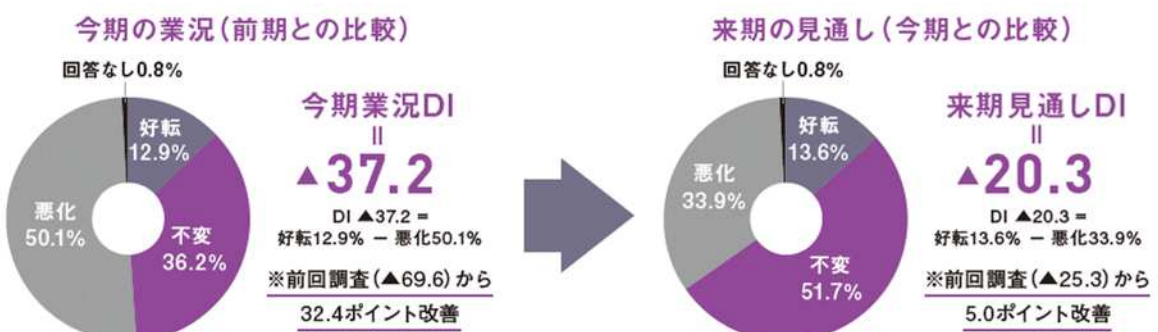
《2020年4月～6月期実績》

図20 区内中小企業の業況(4～6月期実績、7～9月期見通し)



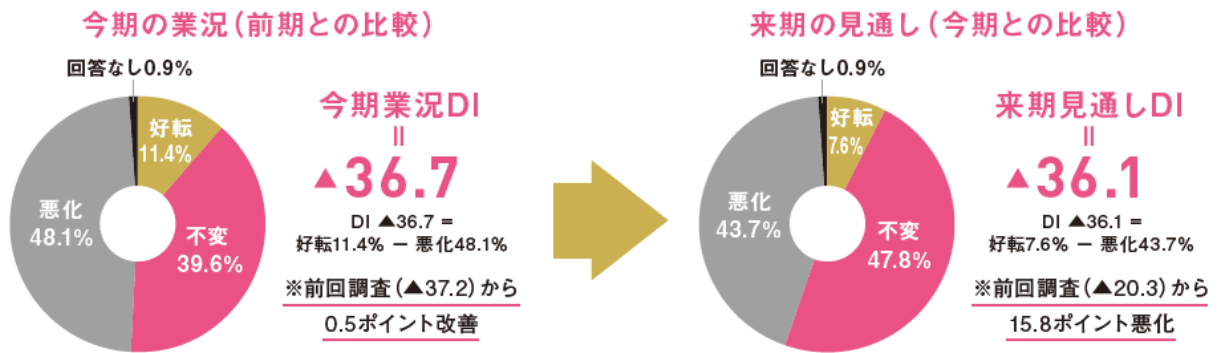
《2020年7月～9月実績》

図21 区内中小企業の業況(7～9月期実績、10～12月期見通し)



《2020年10月～12月実績》

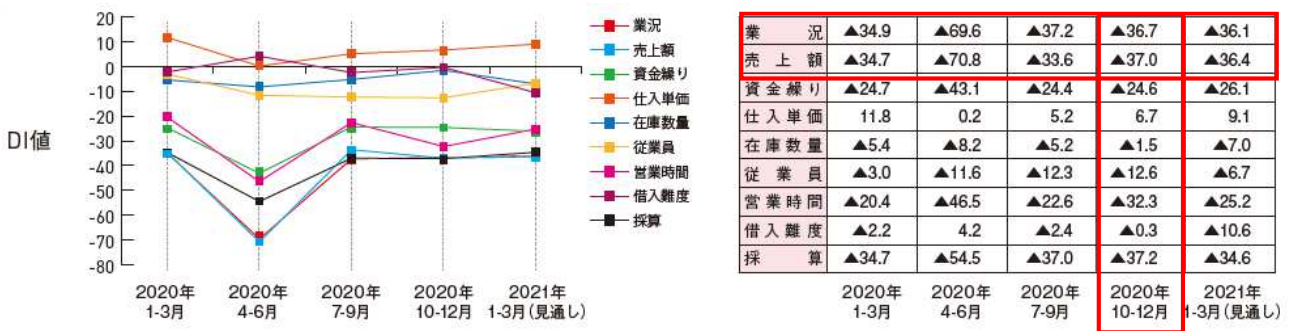
図22 区内中小企業の業況（10～12月期実績、1～3月期見通し）



○主な指標別の傾向

2020年10月～12月期は、売上額 37.0ポイント、資金繰り 24.6ポイントなど、前期に比べて悪化している項目が多く、来期見通しも改善が見込まれないことから、依然厳しい状況である。

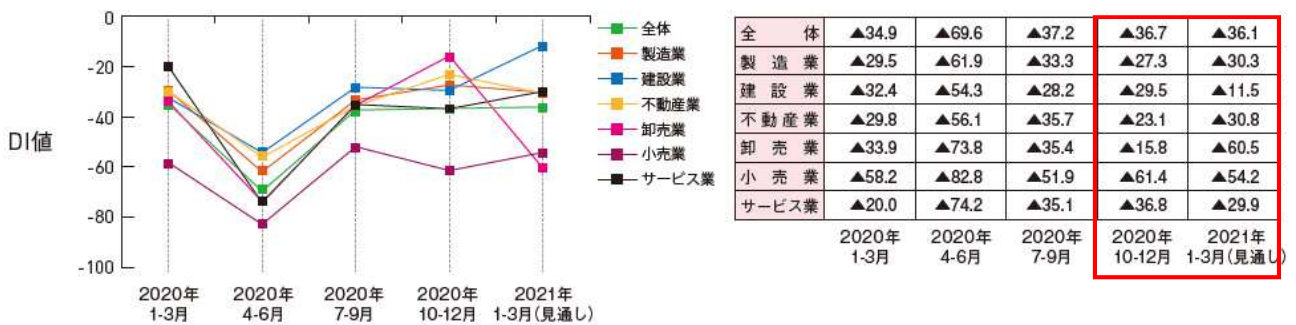
図23 主な景況指標の年次別変化（期毎）



○業種別の動向

2020年10月～12月期の業種別DIは、「製造業」や「卸売業」など、改善している業種もあるがマイナス幅は大きい状況である。また、来期見通しも悪化を見込む業種があり、依然厳しい状況である。

図24 業種別DIの年次別変化（期毎）



## ○経営上の問題点

各期を通して、「需要の停滞」「その他」「購買ニーズの変化への対応」が上位を占めている。また、「その他」の回答のうち、「コロナウイルスによる影響」との回答が各期を通して90%以上を占めている。

### 《2020年4月～6月期》

表2 経営上の問題点

順位	項目	回答数	回答率	前回順位	順位	項目	回答数	回答率	前回順位
1	その他(回答数のうち98.3%がコロナウイルスによる影響と回答)	163	40.3%	— 1	11	生産設備の不足・老朽化	25	6.2%	↑ 13
2	需要の停滞	142	35.1%	— 2	11	店舗・倉庫の狭隘・老朽化	25	6.2%	↑ 16
3	購買ニーズの変化への対応	96	23.8%	↑ 4	11	代金回収の悪化	25	6.2%	↑ 13
4	従業員の確保難	66	16.3%	— 4	14	事業資金の借入難	24	5.9%	↓ 10
5	人件費の増加	56	13.9%	↓ 3	15	大企業(大型店)進出による競争激化	20	5.0%	↓ 10
6	人件費以外の経費の増加	54	13.4%	↑ 8	16	在庫の過剰	16	4.0%	↑ 17
7	販売単価、製品単価、請負単価の低下・上昇難	43	10.6%	↓ 6	17	購買力の他地域への流出	11	2.7%	— 17
8	新規参入者の進出や同業者の増加	39	9.7%	↑ 9	18	金利負担の増加	8	2.0%	↓ 15
8	仕入単価、下請単価の上昇	39	9.7%	↓ 7	19	在庫の不足	6	1.5%	— 19
10	取引条件の悪化	33	8.2%	↑ 12	20	生産設備の過剰	5	1.2%	— 20

※複数回答(3つまで選択)のため、回答率の合計は100%を超える。

### 《2020年7月～9月期》

表3 経営上の問題点

順位	項目	回答数	回答率	前回順位	順位	項目	回答数	回答率	前回順位
1	需要の停滞	129	33.9%	↑ 2	11	事業資金の借入難	32	8.4%	↑ 14
2	その他(回答数のうち91.9%がコロナウイルスによる影響と回答)	99	26.0%	↓ 1	12	生産設備の不足・老朽化	24	6.3%	↓ 11
3	購買ニーズの変化への対応	87	22.8%	— 3	12	店舗・倉庫の狭隘・老朽化	24	6.3%	↓ 11
4	従業員の確保難	68	17.8%	— 4	14	取引条件の悪化	22	5.8%	↓ 10
5	人件費以外の経費の増加	56	14.7%	↑ 6	15	購買力の他地域への流出	14	3.7%	↑ 17
6	人件費の増加	55	14.4%	↓ 5	16	代金回収の悪化	12	3.1%	↓ 11
7	販売単価、製品単価、請負単価の低下・上昇難	50	13.1%	— 7	17	在庫の過剰	11	2.9%	↓ 16
8	大企業(大型店)進出による競争激化	39	10.2%	↑ 15	17	金利負担の増加	11	2.9%	↑ 18
8	新規参入者の進出や同業者の増加	39	10.2%	— 8	19	在庫の不足	4	1.0%	— 19
10	仕入単価、下請単価の上昇	34	8.9%	↓ 8	20	生産設備の過剰	2	0.5%	— 20

※複数回答(3つまで選択)のため、回答率の合計は100%を超える。

### 《2020年10月～12月期》

表4 経営上の問題点

順位	項目	回答数	回答率	前回順位	順位	項目	回答数	回答率	前回順位
1	需要の停滞	120	35.2%	— 1	11	生産設備の不足・老朽化	25	7.3%	↑ 12
2	その他(回答数のうち98.2%がコロナウイルスによる影響と回答)	106	31.1%	— 2	12	取引条件の悪化	22	6.5%	↑ 14
3	購買ニーズの変化への対応	80	23.5%	— 3	13	事業資金の借入難	21	6.2%	↓ 11
4	従業員の確保難	68	19.9%	— 4	14	代金回収の悪化	17	5.0%	↑ 16
5	人件費以外の経費の増加	52	15.2%	— 5	15	店舗・倉庫の狭隘・老朽化	15	4.4%	↓ 12
6	販売単価、製品単価、請負単価の低下・上昇難	36	10.6%	↑ 7	16	在庫の過剰	13	3.8%	↑ 17
7	人件費の増加	35	10.3%	↓ 6	17	購買力の他地域への流出	12	3.5%	↓ 15
8	新規参入者の進出や同業者の増加	33	9.7%	— 8	18	在庫の不足	7	2.1%	↑ 19
9	仕入単価、下請単価の上昇	27	7.9%	↑ 10	19	金利負担の増加	6	1.8%	↓ 17
10	大企業(大型店)進出による競争激化	26	7.6%	↓ 8	20	生産設備の過剰	4	1.2%	— 20

※複数回答(3つまで選択)のため、回答率の合計は100%を超える。

## ○調査概要

### 《2020年4月～6月期》

調査時期：2020年7月1日～9日  
 対象期間：2020年4月～6月期、及び2020年7月～9月期見込み  
 調査対象：東京商工会議所世田谷支部会員（2,957社）  
 回収状況：合計404社（回収率13.7%）

### 《2020年7月～9月期》

調査時期：2020年10月1日～9日  
 対象期間：2020年7月～9月期、及び2020年10月～12月期見込み  
 調査対象：東京商工会議所世田谷支部会員（2,990社）  
 回収状況：合計381社（回収率12.7%）

### 《2020年10月～12月期》

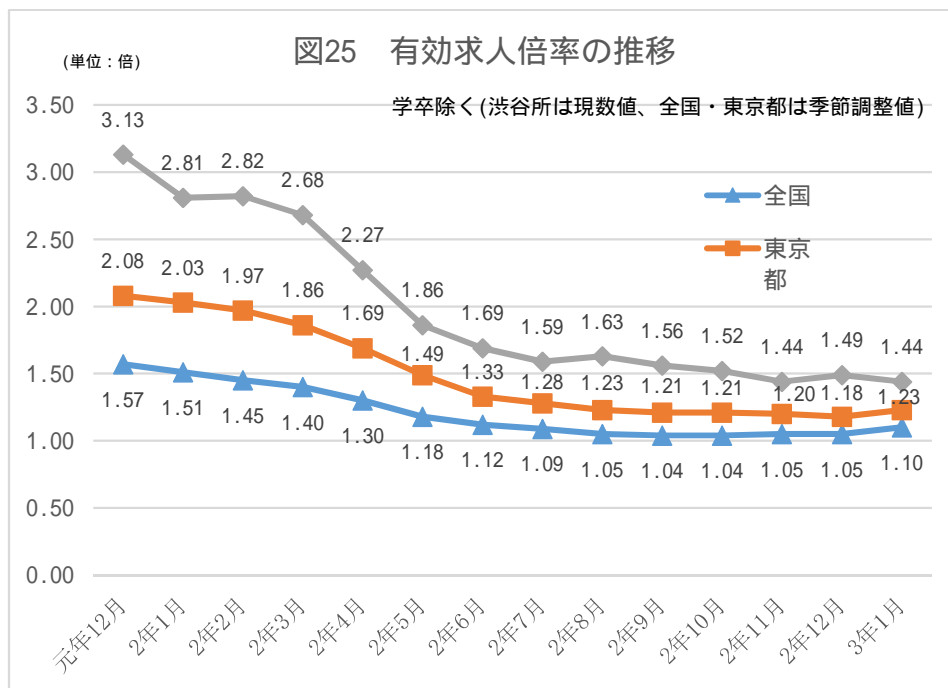
調査時期：2021年1月5日～1月13日  
 対象期間：2020年10月～2020年12月期、及び2021年1月～2021年3月期見通し  
 調査対象：東京商工会議所世田谷支部会員（2,990社）  
 回収状況：合計341社（回収率11.4%）

### 《DI値》

DI (Diffusion Index) ...DI(%)=「良い」「増加」等企業割合 - 「悪い」「減少」等企業割合  
 DIとは、各設問の項目について、「増加」「好転した」とする企業の割合から、「減少」「悪化」した企業の割合を差し引いた値。DIがプラスを示している場合は全体として「増加」「好転した」とする企業の割合が多く、景気が上向きの傾向にあることを示す。逆にマイナスを示している場合は景気が低迷の傾向にあることを示す。

## (5) 労働環境の変化（有効求人倍率の推移）

有効求人倍率は令和2年に入ったところより下落した。東京都においては、令和元年12月段階で2倍を超えていたものが、令和2年6月には1.33倍まで下落し、1倍を切る道府県も出てきている状況である。ハローワーク渋谷においても令和元年12月に3倍を超えていたものが、令和3年1月では1.44倍に下落している。

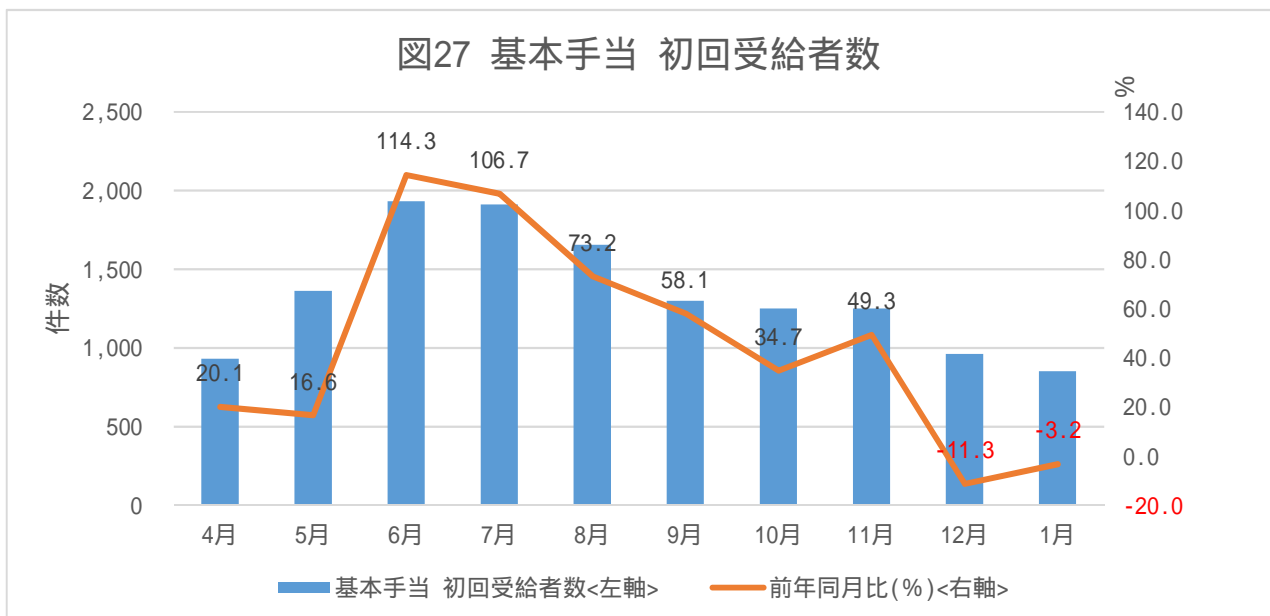
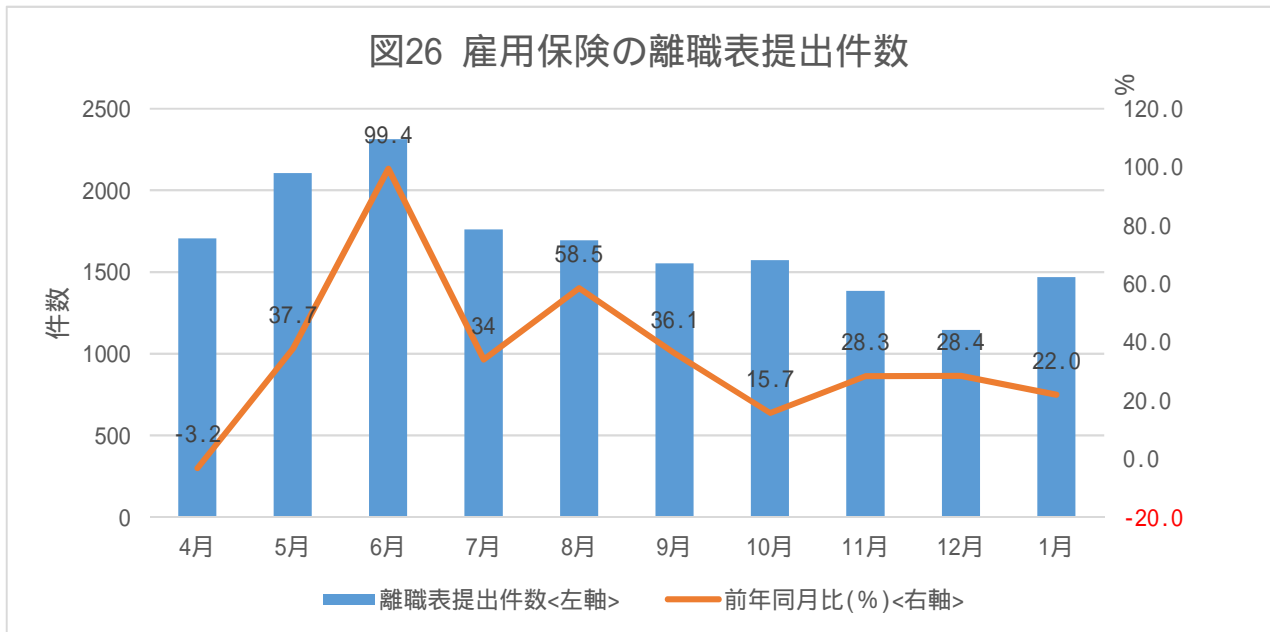


出典：ハローワーク渋谷 統計月報（2021年1月）

( 6 ) 雇用保険の給付状況

ハローワーク渋谷における雇用保険の求職者給付を受けようとする者の離職票提出件数は、令和2年6月の2,313件（昨年同月比99.4%増）をピークに、前年同月比よりも高い状況が続いている。令和3年1月は前月比及び昨年同月比共に上昇している。

また、基本手当初回受給者数については、令和2年6月の1,931人（昨年同月比114.3%増）をピークに減少しつつあり、令和3年1月の前月比及び昨年同月比も共に減少している。

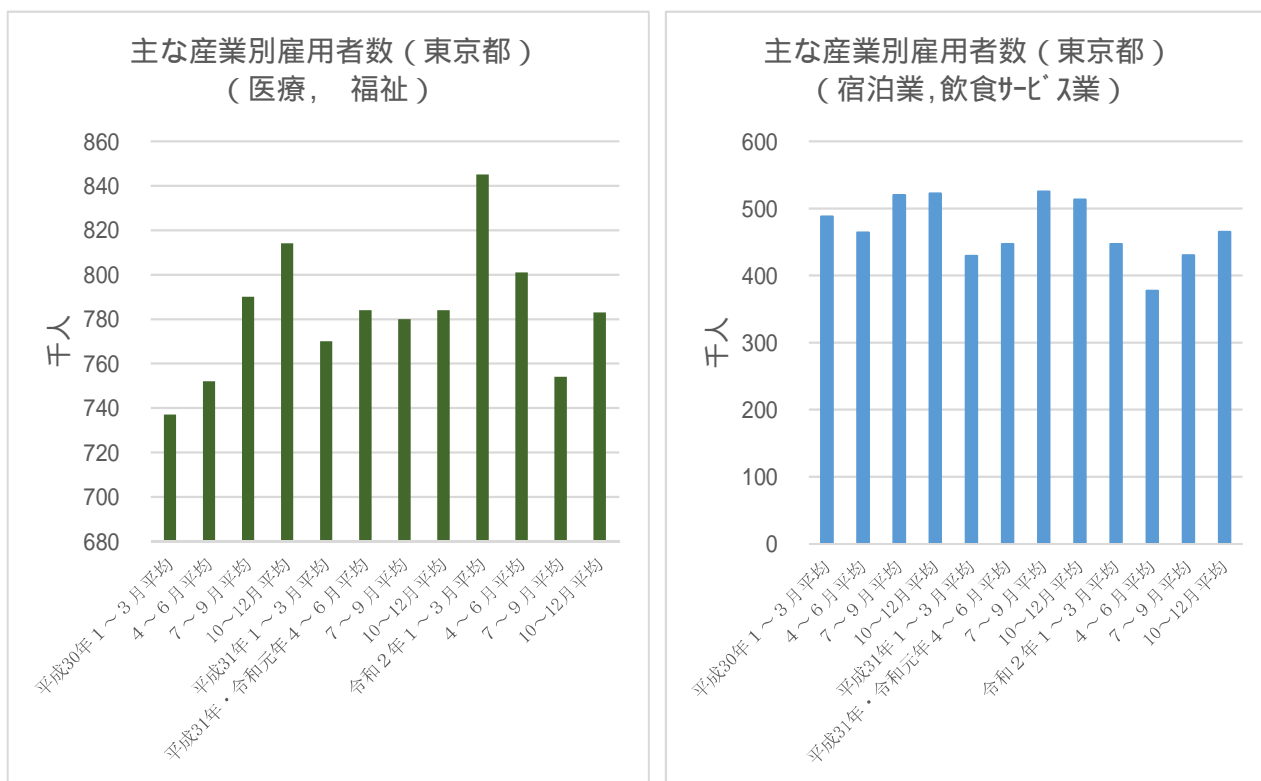


出典：ハローワーク渋谷 統計月報より作成

( 7 ) 主な産業別雇用者数（東京都）

産業別雇用者数は、飲食サービス業や医療・福祉業などで令和2年1～3月期以降に減少したが、10月～12月平均では前期比で増加している。

図 28 主な産業別雇用者数（東京都）



出典：東京都労働力調査結果より作成

（ 8 ） 三茶おしごとカフェでの求職・求人の動き（令和2年6～令和3年1月）

三茶おしごとカフェの運営については、令和2年4月の緊急事態宣言を踏まえ、「おしごと相談コーナー」では令和2年4月～5月まで電話による相談対応とし、ワークサポートせたがやは、4月13日～5月末まで休止とした。なお、令和2年6月1日以降は、新型コロナウイルス感染症への対策を図りながら運営を再開している。

三茶おしごとカフェ

適性診断から履歴書の添削、3者面談による求人紹介まで充実したキャリアカウンセリングのほか、各種セミナーや社会保険労働相談、メンタルケア相談を実施。

ハローワークの職業紹介窓口（出先機関）である「ワークサポートせたがや」を併設している。

求職者の動き

コロナ禍における三茶おしごとカフェの延べ利用者数については、令和2年6月から昨年同月比で3割以上の減少で9月以降にやや持ち直している。この背景としては、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛、雇用保険失業認定の特例措置（来所せず郵送による失業の認定）に伴う求職者の活動の減少などが考えられる。

なお、令和2年4月から令和3年1月の三茶おしごとカフェでの相談1,445件のうち、新型コロナウイルス感染症が影響する相談内容が89件あり、具体的な内容については新型



コロナウイルスの影響による解雇・退職・失業に関する内容が多く、その他にも仕事や収入の減少に伴う相談や、コロナ禍での就職活動の進め方に関する相談が寄せられた。

・三茶おしごとカフェの令和2年6月～令和3年1月の延べ利用者数

6月	昨年同月比	35%減	1,976人
7月	同	31%減	2,234人
8月	同	31%減	1,929人
9月	同	20%減	2,334人
10月	同	7%減	2,724人
11月	同	17%減	2,158人
12月	同	8%減	2,255人
1月	同	23%減	1,934人

一方、ワークサポートせたがやの令和2年6月の新規求職申込人数は昨年同月比6割増で、12月までは昨年同月を上回った。(4、5月の休止期間の反動もあるが6月の人数としては開設以来最も多い人数)

内訳ではミドル層(40～54歳)の割合(全体の約4割)、女性の割合(全体の約6割)が高い。

・ワークサポートせたがやの新規求職申込人数

6月	昨年同月比	6割増	221人
7月	同	27%増	170人
8月	同	47%増	143人
9月	同	30%増	207人
10月	同	96%増	185人
11月	同	32%増	148人
12月	同	51%増	144人
1月	同	9%減	165人

求人状況

ワークサポートせたがやでは求人を受理していないが、令和3年1月のハローワーク渋谷のパートタイムを除く求人ごとの倍率としては、保安の職業が約37倍、次いで福祉関連の職業が約7倍、建設の職業が約5倍と高い一方で、接客などサービスの職業が昨年12月で11.8倍であったのが令和3年1月には約5倍に落ち込み、販売の職業でも6.3倍から約2倍になるなど、職種によって仕事が減少している傾向もうかがえる。

## <具体的な相談事例（抜粋）>

### 【4月～9月】

- ・現在勤務しているレストランから、突然休業するとの知らせが入り、仕事が無くなり収入が減り、貯金を切り崩し、早く次の仕事を決めないとならないなど、様々な不安や焦りからの相談のため来所した。
- ・希望していた仕事は諦め、しばらくアルバイトで繋ごうと考えているが、今だからこそ増えている仕事を紹介してほしい。
- ・会社都合により退職したため今後の就活について相談したい。年齢が厳しいとは思いますが、なんとか経験ある事務で探したい。
- ・感染リスクがあるため、すぐに応募をするより時間をかけて就職活動をしたい。
- ・4月以降仕事がなく、助成金や融資も受けるつもりだが、5月以降もどの程度回復するか予測もつかないので副業を考えている。自分の経験を生かせるような仕事は紹介してもらえるのか。
- ・休業しそのまま退職となった。あまり間をあけたくないが、まだ求人も少ないので焦らないほうがいいのかなとも思っている。CADの実務経験を活かしたい。
- ・企画職を解雇になった。ひとり親家庭で子どもはまだ学生なので時間がきっちり終わる経理職での再就職を考えている。

### 【10月～1月】

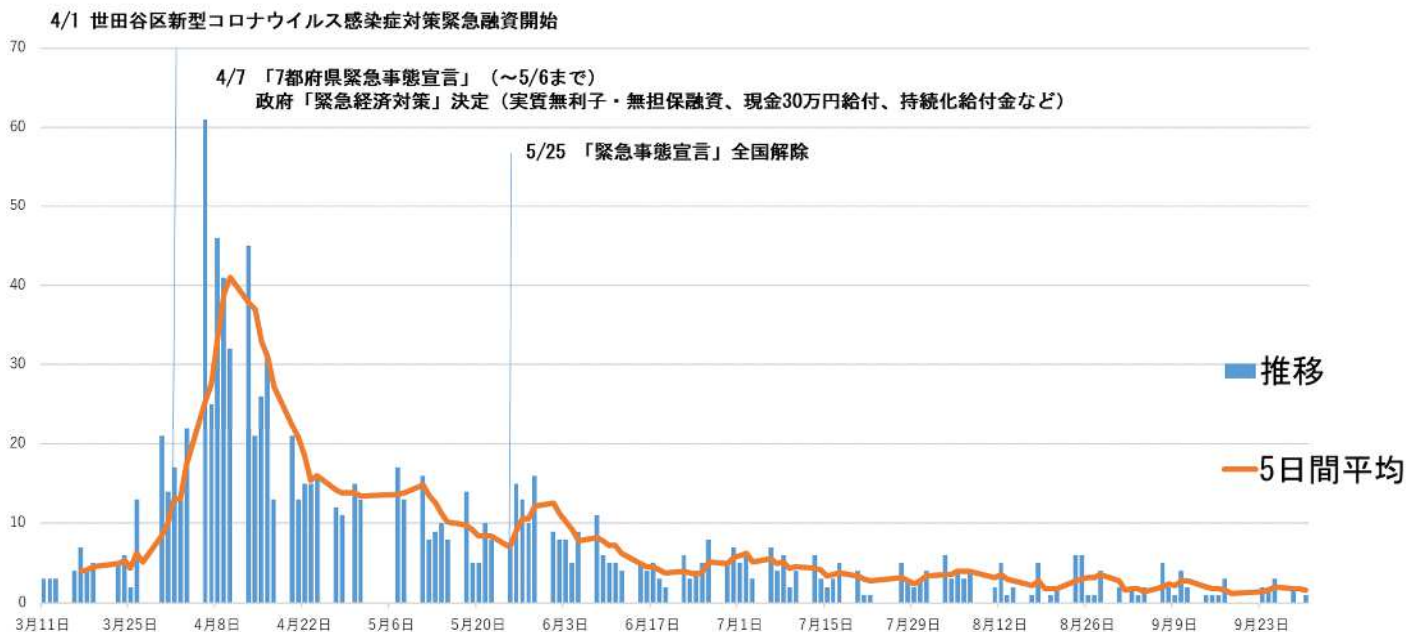
- ・5月に新型コロナウイルス感染症の影響で長年勤務した会社を退職。就職活動を控えていたが、そろそろ働きたいと考え来所。経験を活かして事務職、または以前検討していた介護職を希望。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で仕事なくなり離職。10社ほど応募しているが、全く書類が通らない。この状況なので同業は無理であること、リフォームやインテリア関係は業界未経験のため難しいと自身でも理解している。キャリアチェンジについても検討したい。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で勤務していたネイルサロンが閉鎖。雇用保険の申請も行い就職活動を始めたが、どんな求人に応募したら良いかわからない。ネイルサロンの運営経験を活かせる仕事、無理せず週4日程度で働ける、自分が興味関心をもてる商材を扱うなど、応募の方向性を検討したい。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により8月末で派遣契約満了。子がいるので、このまま時短で働くのか、また最後のチャンスととらえて正社員（契約社員）で働くのか、現実的な意見を知りたい。
- ・長年同じ美容室で勤務してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響の為、2月末に事業主からしばらく休んでほしいと言われ、結局自分から退職した。給与は心配なくていいと言われていたが結局全く出なかった。気持ちを切り替え別の仕事をした。お金の為でなく、働いていたいという気持ちが強い。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で退職後、就活しているが競争率が高くうまくいかない。就活の進め方がわからなくなってきた。しかし、急遽派遣の顔合わせがあり、産休代理なので長くて1年～1年半、経験を活かせる仕事の話が入ってきた。先方が

OKならぜひ働きたい。本来は正社員希望であるが、就活が長期戦になりそうなので今回の派遣に応募した。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により8月で雇い止めとなった。在宅でデザインの仕事(書籍のイラスト)をしているが、それでは食べていけないので、フルタイムの仕事を探したい。デザインの仕事は残業が多いため、希望は事務職が近くデザイン関係の事務職。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により9月末に8年間所属していた派遣会社にて雇止め。仕事がない期間が初めてでどうしたらよいか、自分がしていたことは何だったのかなど迷いや葛藤がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により9月で雇い止め。ずっと旅行業をやっており、コロナが落ち着いたらまた旅行に携わる仕事がしたい。とはいえ先が見えない為、繋ぎの仕事を探したい。
- ・40年以上内装の職人(会社勤め 個人事業主)をしていたが、高年齢ということもあり、新型コロナウイルス感染症の影響がきっかけで昨年3月以降仕事がなくなった。現在家賃支援を受けており、就活するよう言われている。まだ身体は動くが、約1年ブランクがあるので、時短・週2~3日から始めたい。

## (9) 新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談の実績

図 29 臨時労働電話相談件数の推移(総相談件数 1,098 件)



## ○相談件数および相談者

図 30 臨時労働電話相談件数（相談者別、月別）

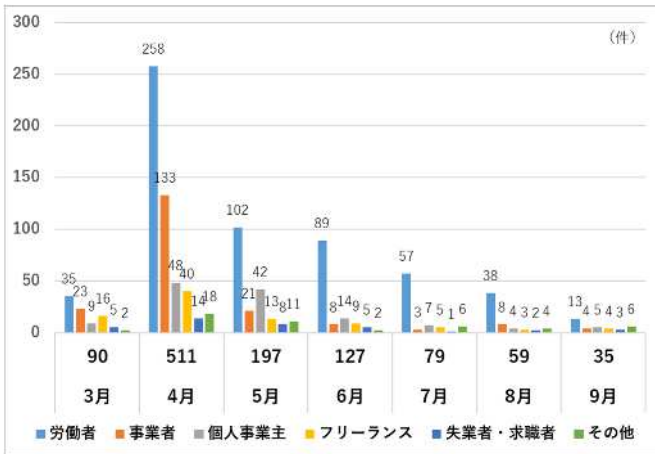
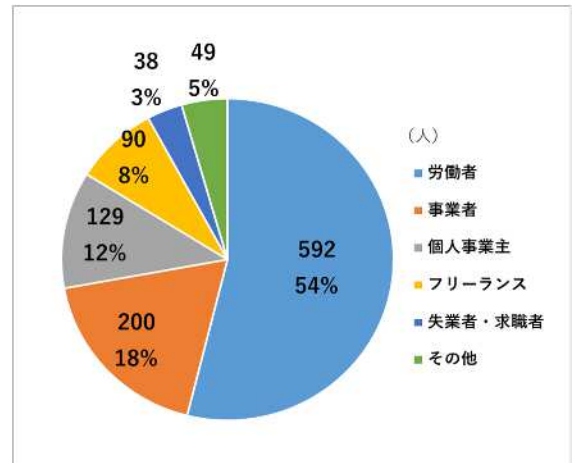


図 31 臨時労働電話相談件数（全期相談者別）



## ○相談内容および詳細

図 32 臨時労働電話相談件数（相談内容別）

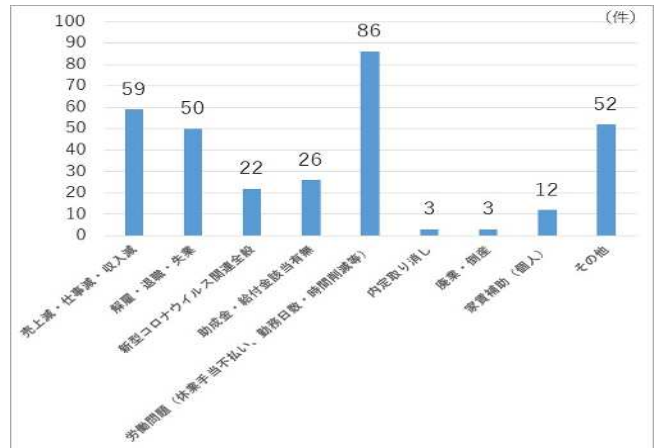
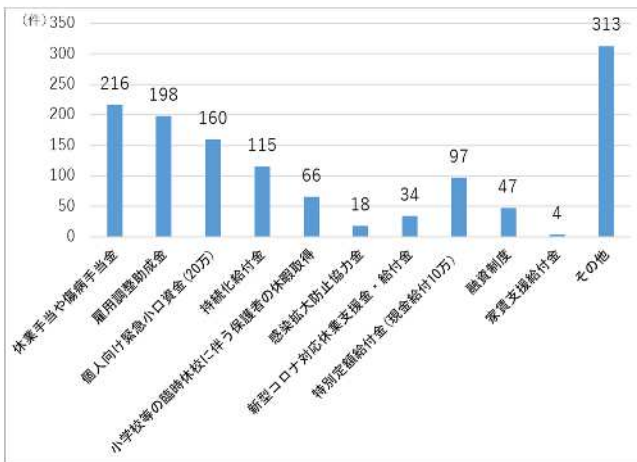
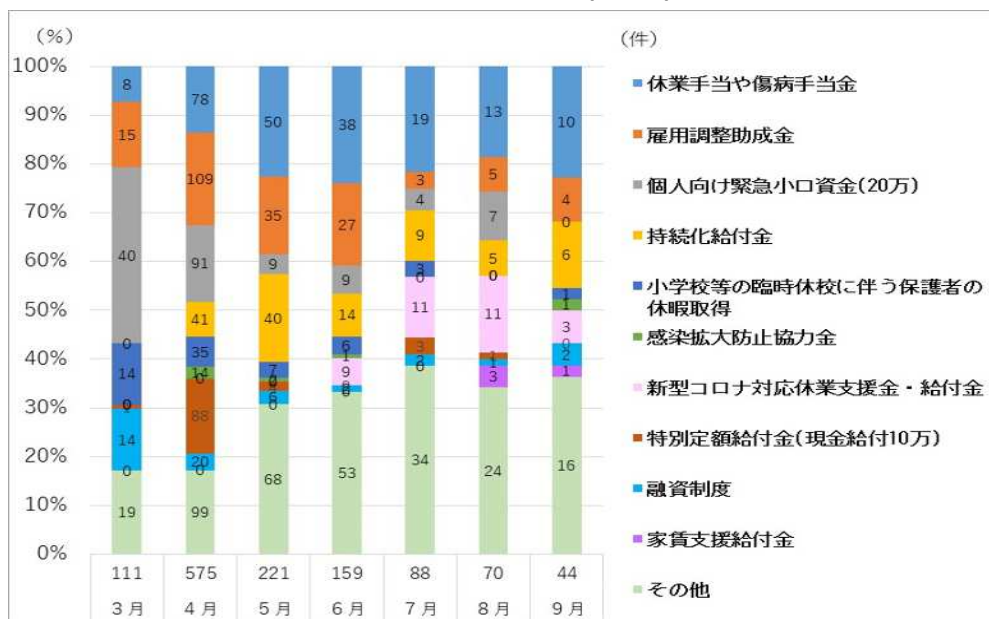


図 33 相談内容の推移（月別）



- 3月：休業手当や傷病金手当、小学校等の保護者の休暇取得支援助成金、雇用調整助成金、融資、貸付制度や給付金等に係る内容が多い傾向にあった。
- 4月：持続化給付金、30万円給付金（現：特別定額給付金）、感染拡大防止協力金等に係る内容が増える。
- 5月：解雇に関する内容や給与不払い等の労働問題に関する内容も増える。
- 6月：休業や自粛が長期化していることに伴う仕事・収入の減少、生活困窮に関する内容も増える。また、中旬頃より新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に係る内容が増える。
- 7月：売上の減少に伴う労働者の仕事減や給与減、事業者からの各種支援策の照会、休業手当に関する相談が多い傾向にあった。
- 8月：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金や休業手当、仕事・収入の減少に係る相談、雇用調整助成金や持続化給付金、家賃支援に係る問い合わせが多い傾向にあった。
- 9月：各種支援策に関する問い合わせや解雇に関する内容、労働問題に関する内容が多い傾向にあった。

### 新型コロナウイルス感染症の影響に関する区内事業者アンケート結果

表題：「新型コロナウイルス感染症の影響、キャッシュレス決済に関するアンケート」

対象：区内に事業所を有する 2,000 事業者（タウンページ登録事業者より無作為抽出）

キャッシュレス決済に関するアンケートを兼ねたため、業種を飲食業、小売業、サービス業に限定

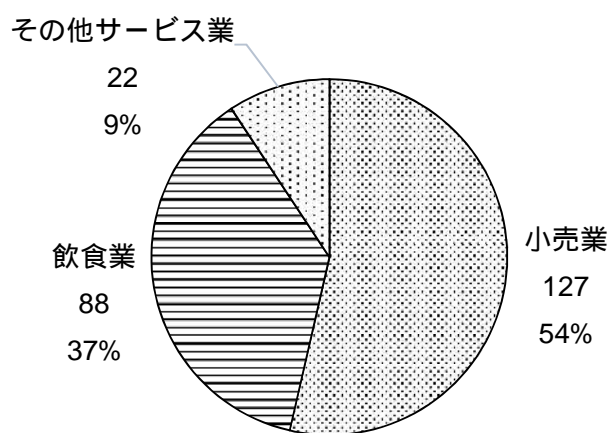
手法：調査用紙を郵送し、FAX またはインターネットの入力フォームで回答

回答：237 件（回答率 11.9%）

実施時期：令和 2 年 11 月

問 1 貴店舗の業種を教えてください。

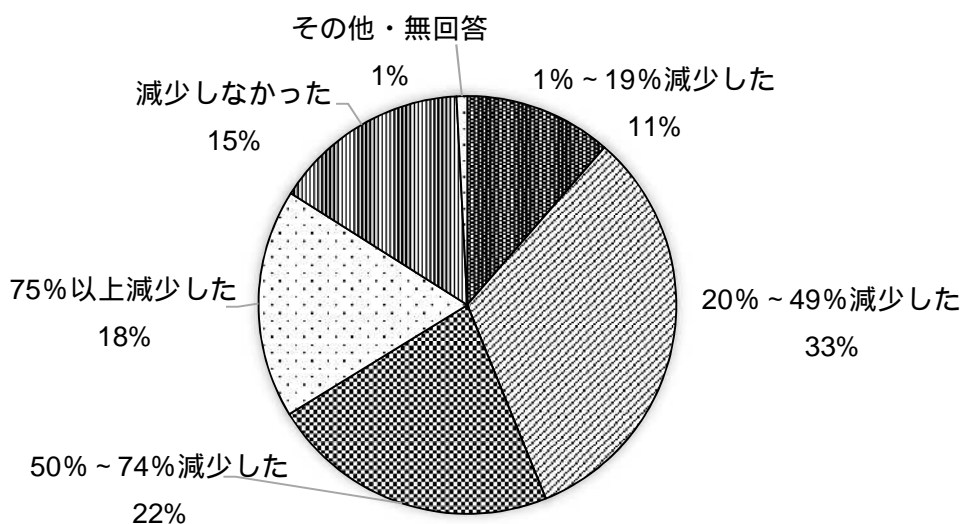
問1 回答者の業種(N=237)



問 2 緊急事態宣言下でどれくらい月売上が減少しましたか。（最大で）

1 回目の緊急事態宣言下では 7 割の事業者が 20%以上の月売上減少となっていた。一方で「減少しなかった」と回答した事業者も 15%あった（スーパー、コンビニ、薬局等の小売業の一部）。

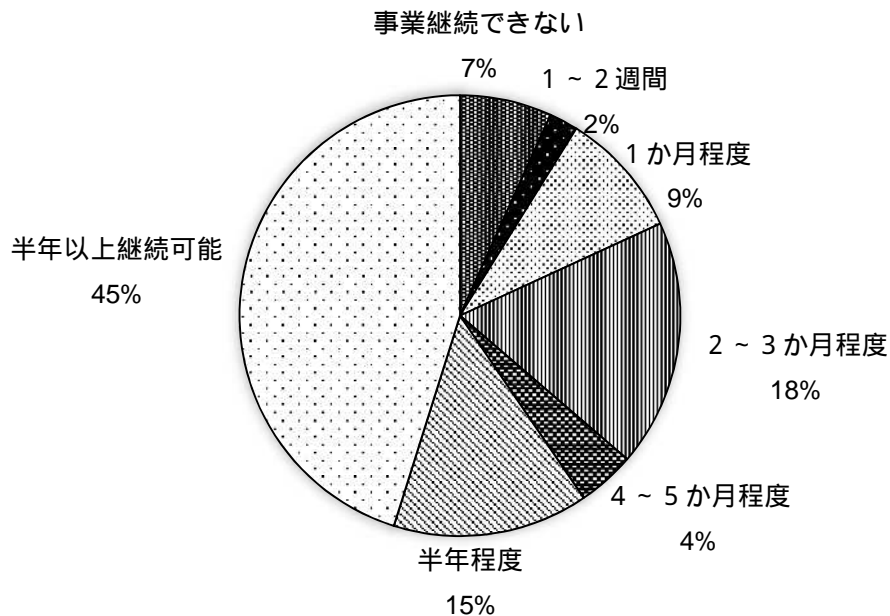
問2 緊急事態宣言下の売上減少幅(N=237)



問3 もし、今後再度緊急事態宣言が発令された場合、どれくらいの期間事業継続できますか。

半数の以上の事業者が事業継続可能な期間は半年未満と回答しているが、半年以上継続可能という事業者も45%あり、業種業態により事業体力に差があると思われる。

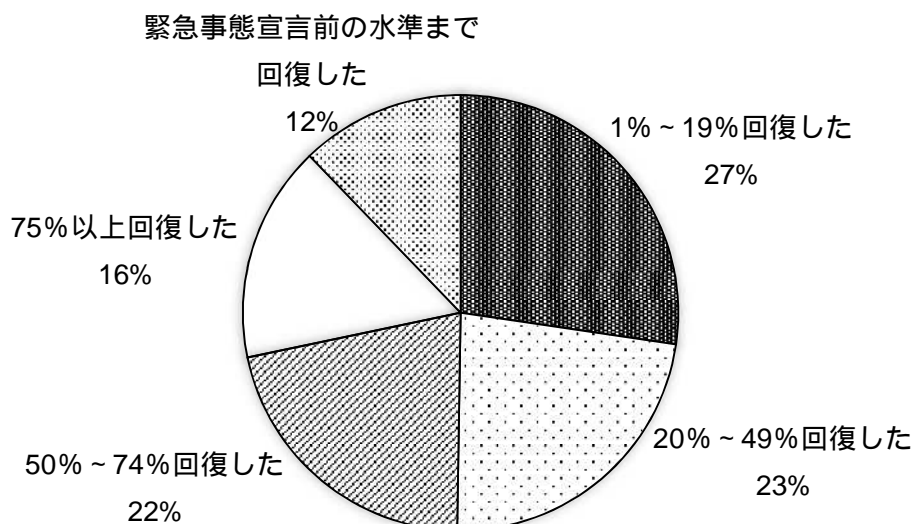
問3 再度緊急事態宣言が発令された場合の  
事業継続可能な期間(N=237)



問4 現在、問2で伺った時期から、売り上げはどれくらい回復しましたか。

経済活動が再開し、GoToキャンペーンが実施されていた11月に調査を行ったため、問2と対比すると売上が概ね回復している事業者が多い。それでも売上が完全に回復しているわけではなく、地域経済への影響は長期化する可能性が高い。

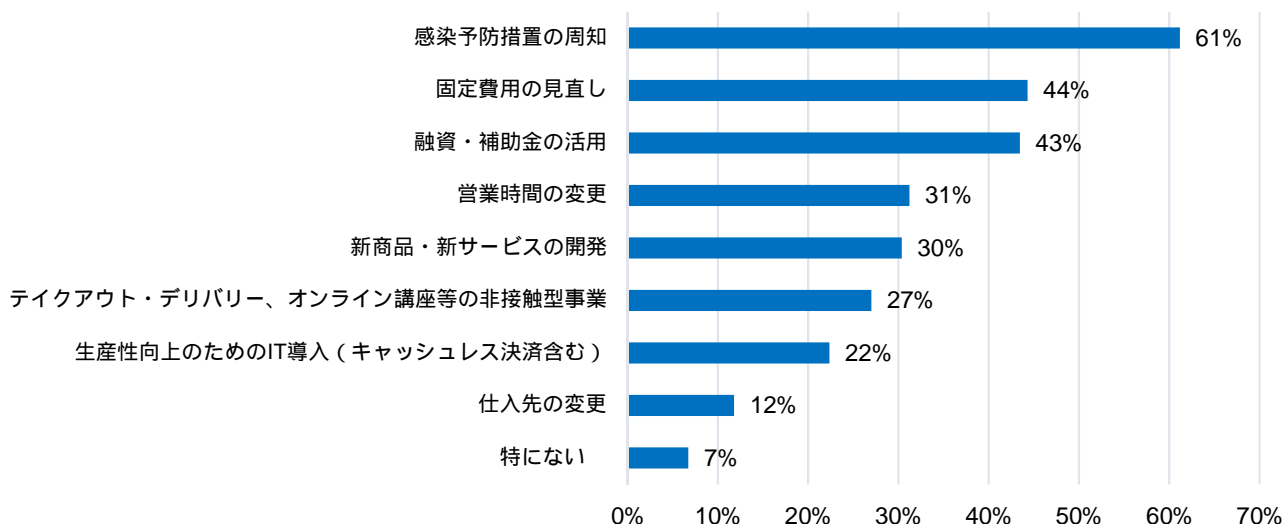
問4 売上回復幅(N=237)



問5 コロナ禍を乗り切るため、経営面で工夫していることは何ですか。(複数回答)

感染予防措置のほかは、「固定費用の見直し(44%)」や「融資、補助金の活用(43%)」など、資金繰りに係る取組みが上位となっているが、「新商品・新サービスの開発(30%)」など、事態を打開しようと模索する事業者の姿も見て取れる。

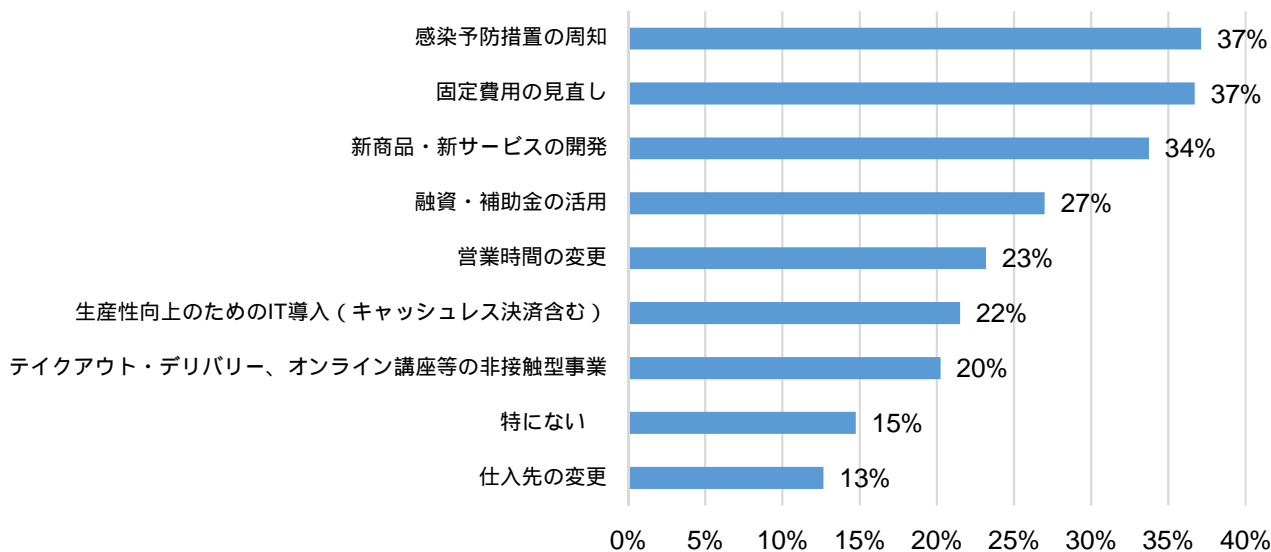
問5 コロナ禍における経営面での工夫(N=237)



問6 今後どのような取組を予定していますか。区の支援策の参考とさせていただきます。(複数回答)

「固定費用の見直し(37%)」に続いて、「新商品・新サービスの開発(34%)」「生産性向上のためのIT導入(22%)」「非接触型事業(20%)」などの、コロナ禍後も見据えた経営改革の取組みが続く。これらの取組みを支援することが重要と考えられる。

問6 今後予定している取組み(N=237)

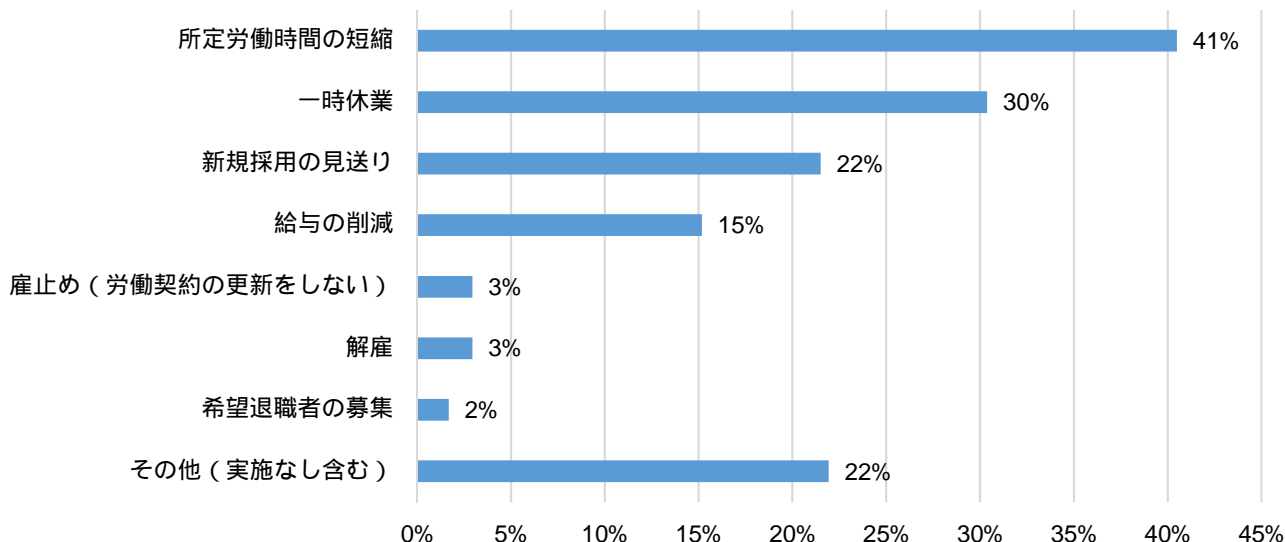




問7 雇用調整を実施しましたか。(複数回答)

「所定労働時間の短縮(41%)」や「一時休業(30%)」が上位を占めており、収入の減少分を他の仕事で補うために副業等を希望する方などが見込まれることから、短時間・短期間就労等の就労支援をすることが重要と考える。

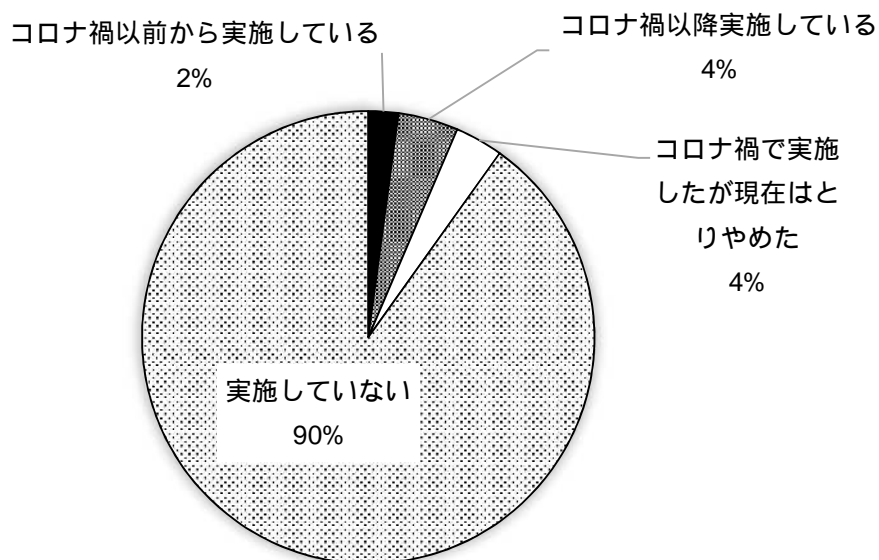
問7 雇用調整について(N=237)



問8 貴店舗では在宅勤務等のテレワークを実施していますか。

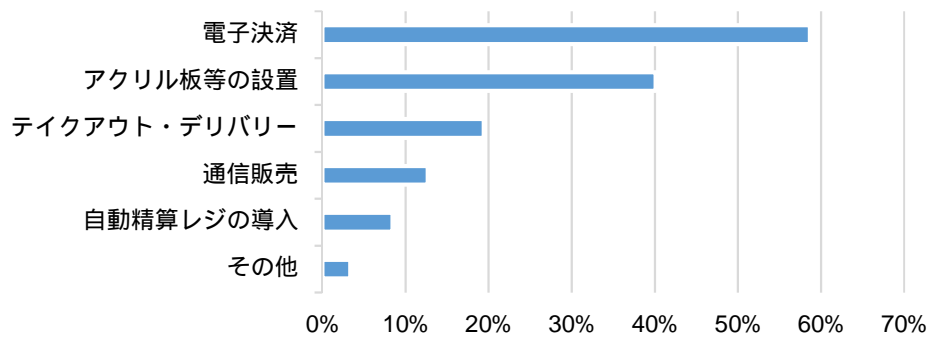
テレワークを実施している、または実施した事業者はあわせて10%あったものの、業種の特徴もあり90%の事業所ではテレワークを実施していない。

問8 テレワークについて(N=237)



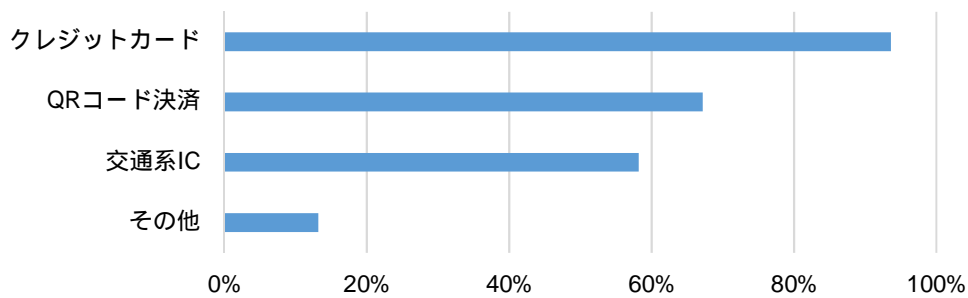
問9 コロナ禍における非接触型の取組みとして何を実施していますか。(複数回答)

問9 非接触の取組内容 (N=237)



問10 電子決済を導入している方にお尋ねします。具体的に導入している決済は何ですか。(複数回答)

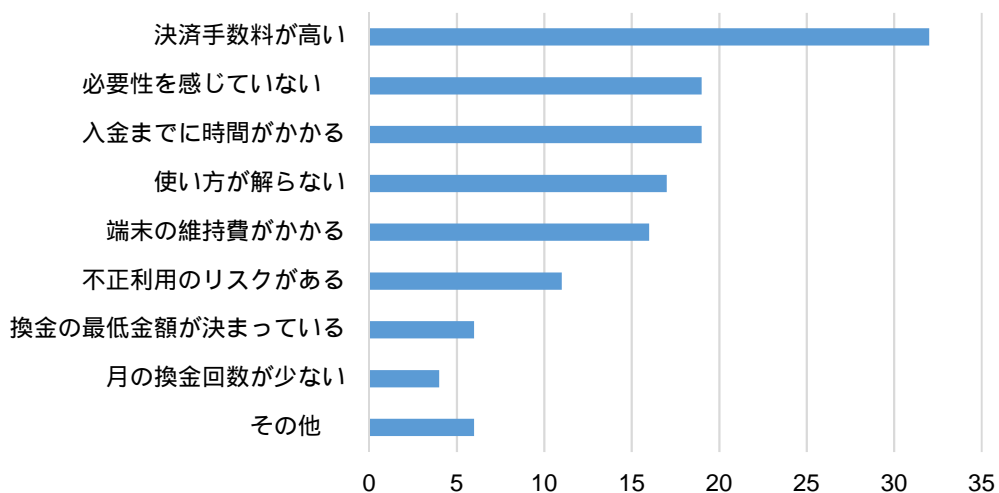
問10 導入している電子決済の種類 (N=189)



「QRコード」は株式会社デンソーの登録商標です

問11 電子決済を導入していない方にお伺いします。導入しない理由は何ですか。(複数回答)

問11 電子決済を導入しない理由 (N=56)



区内居住者及び区外居住者アンケート結果

表題：世田谷区のまちなか観光に関する調査及び集計

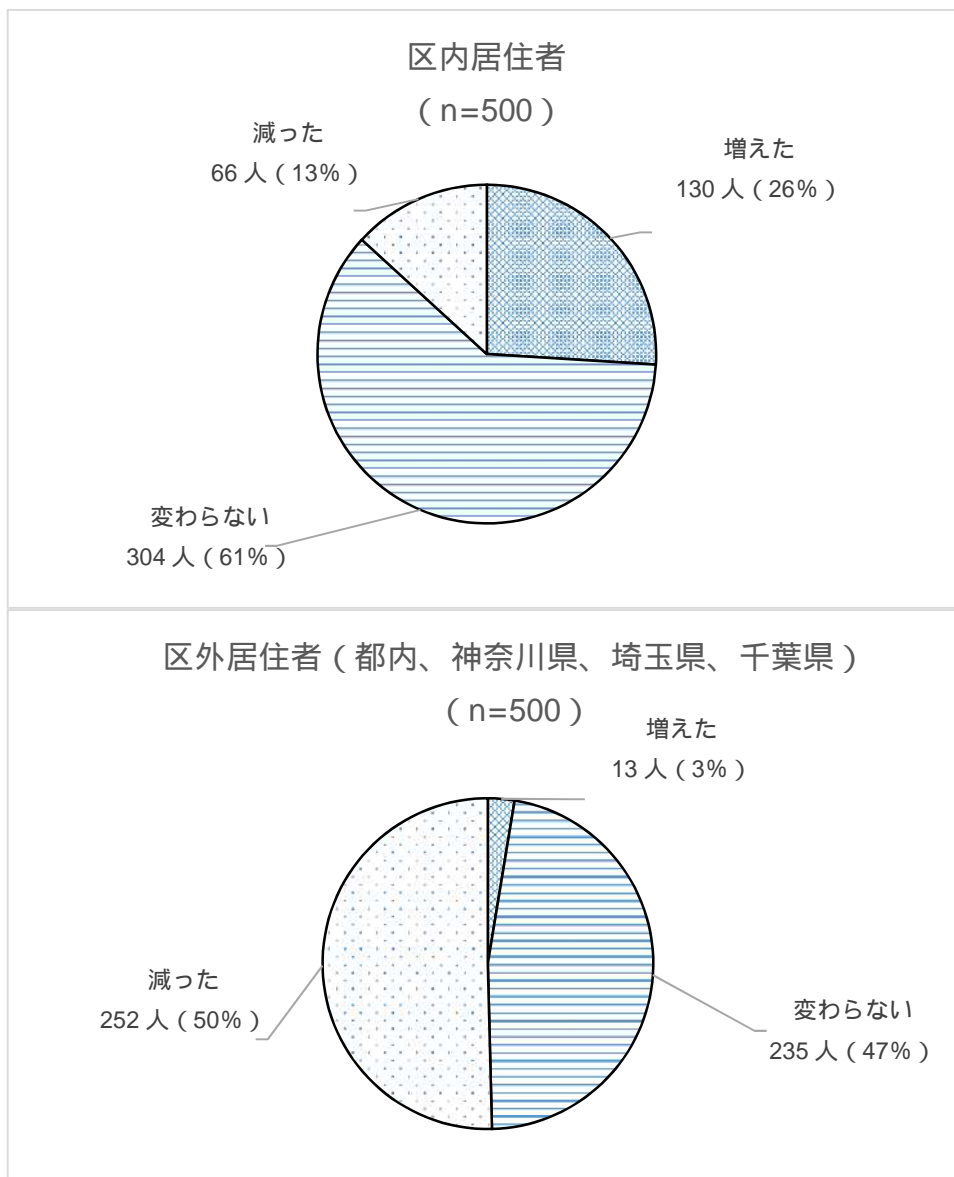
対象：18歳以上、年代別も均等に抽出した合計1,000人  
(区内居住者500人、区外居住者500人)

手法：委託先事業者モニターとして登録している方に対してWeb調査

回答：1,000件(回答100%)

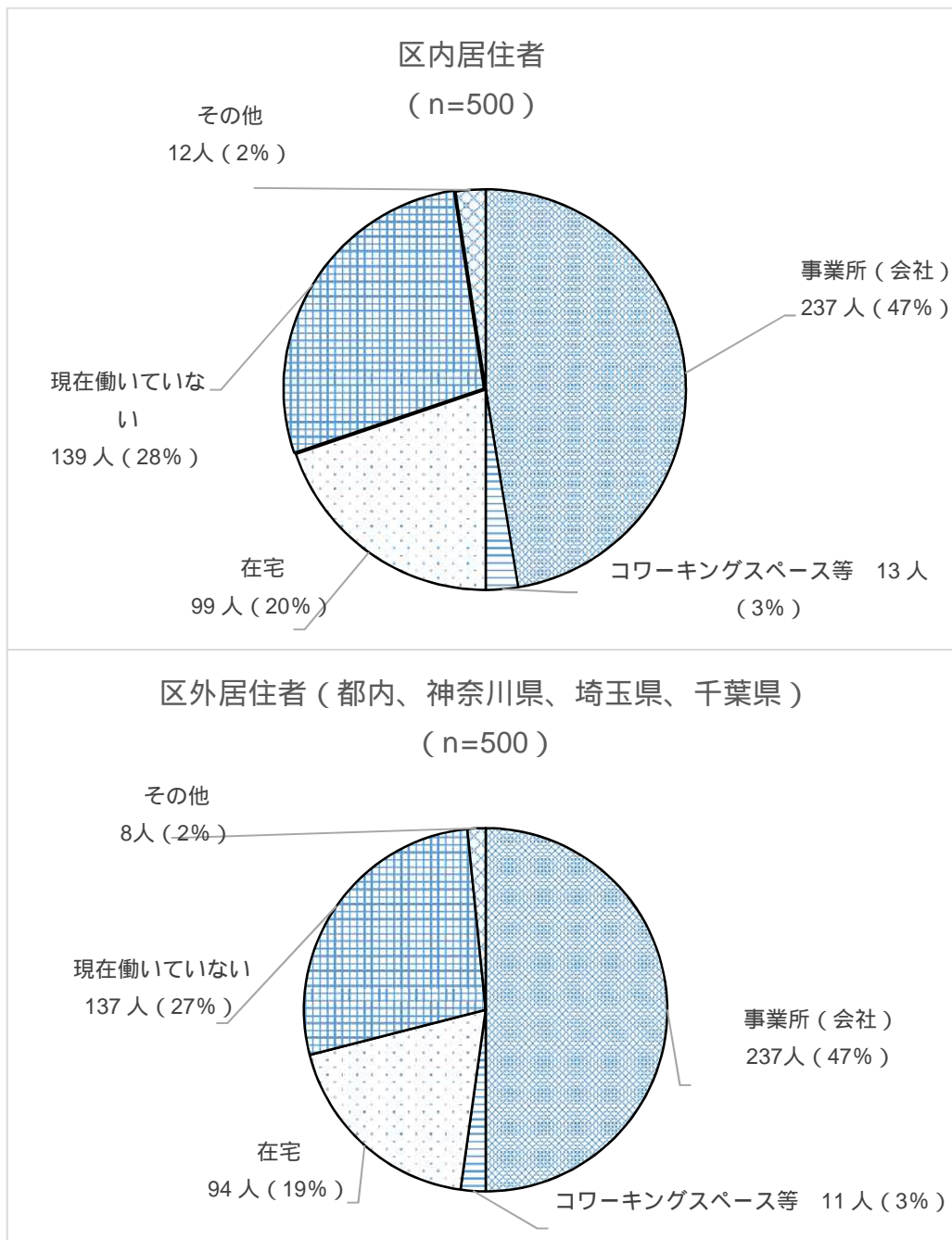
実施時期：令和3年1月

問1 新型コロナウイルス感染症の影響により世田谷区内で消費することが増えましたか。  
区民の区内消費は26%増えた一方で、区外在住者の区内消費は50%減少となっている。



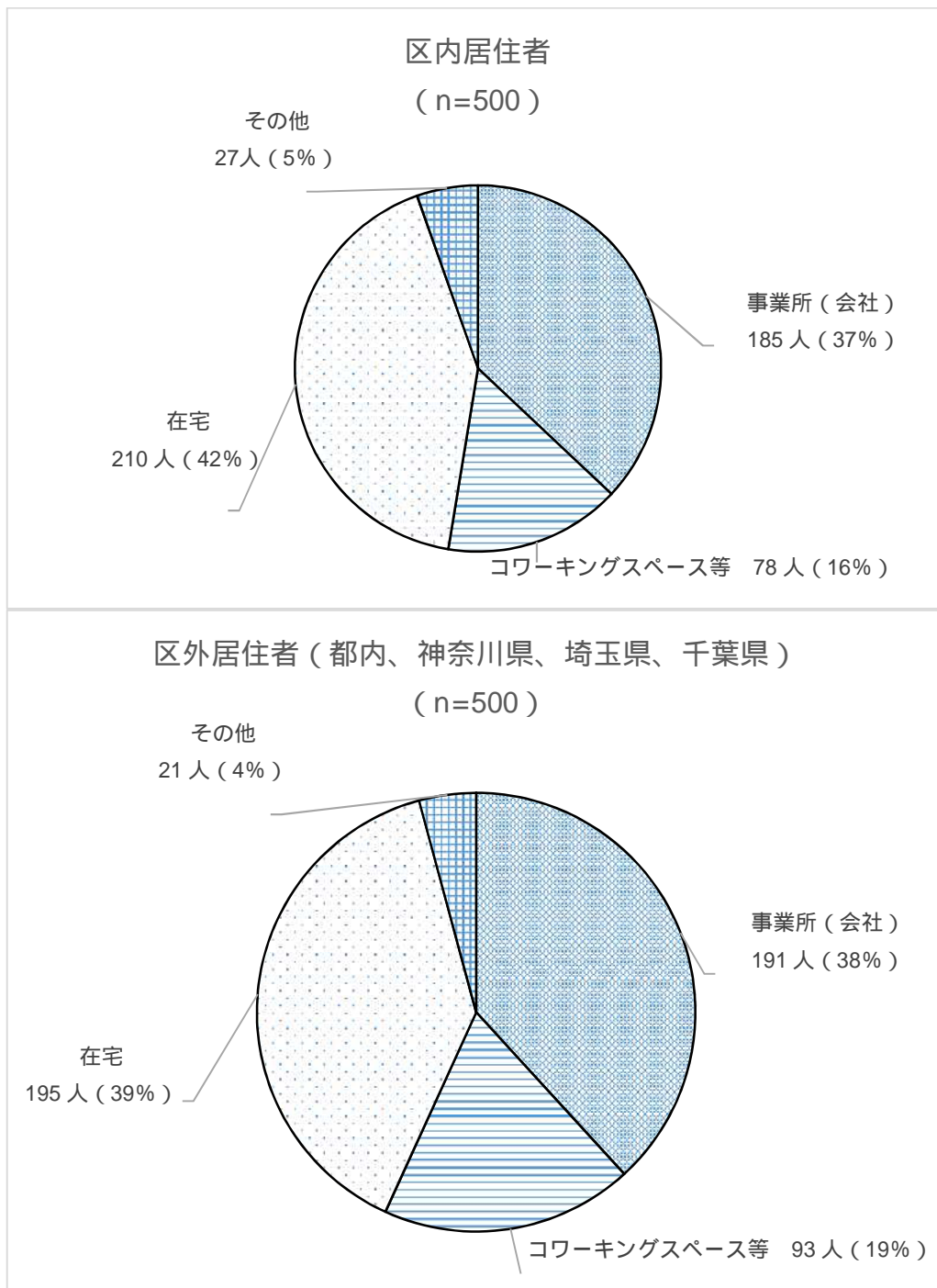
問2 現在仕事で働いている場所をお答えください。

区民と区外在住者の分布割合には違いがみられないが、働いている人のうち約3人に1人が事業所以外で働いている。

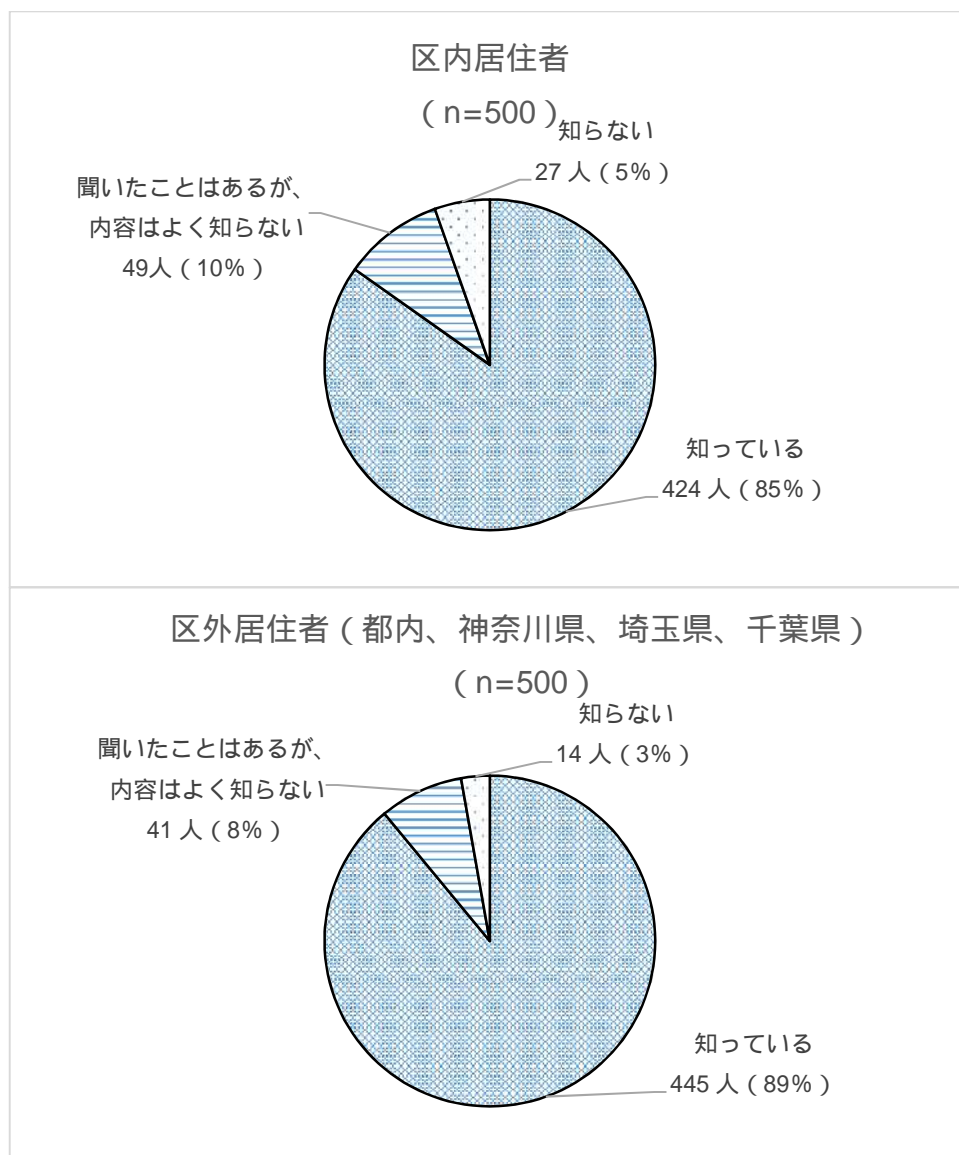


問3 働く場所の理想はどれですか。

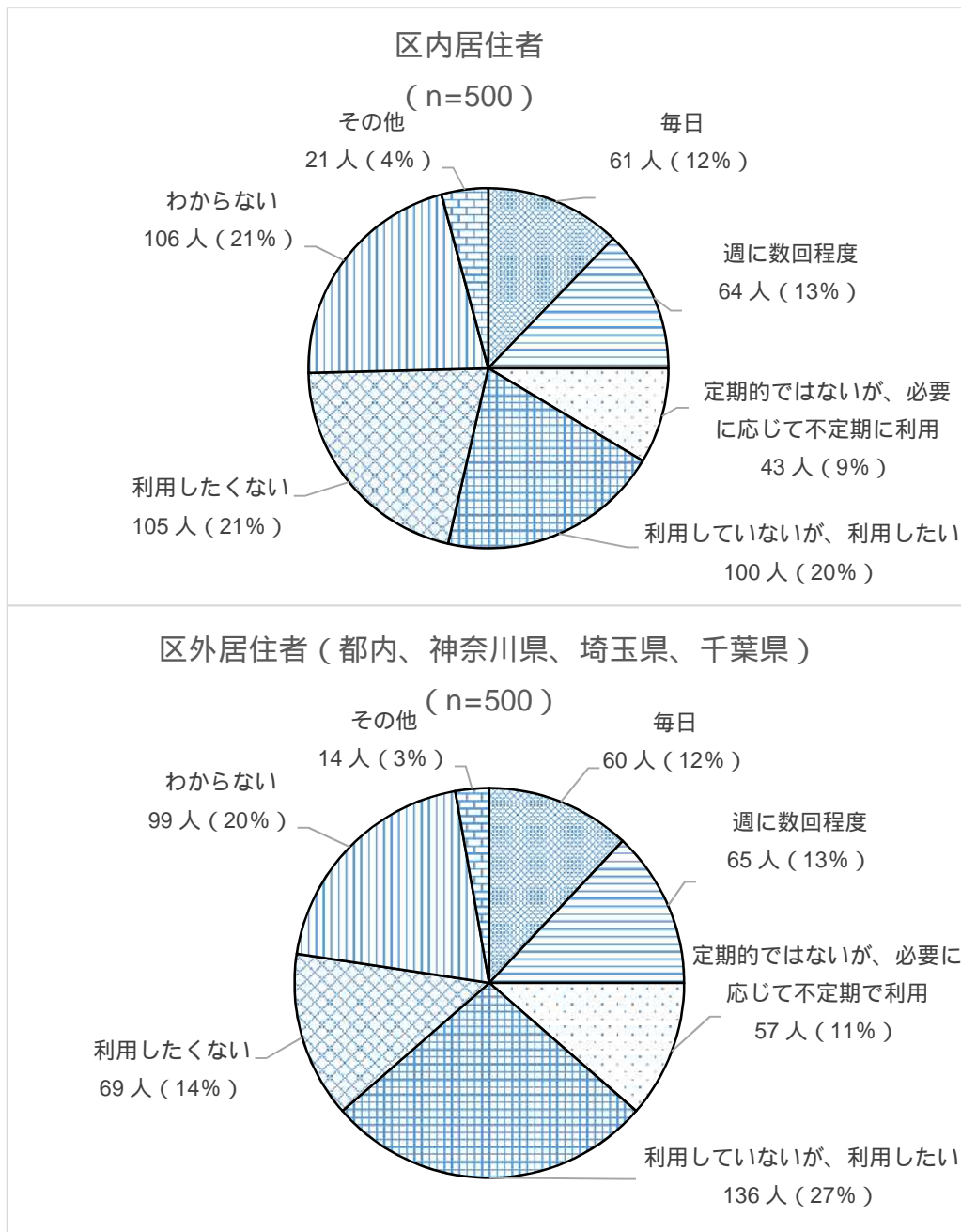
区民と区外在住者の分布割合には違いがみられないが、約6割の方が事業所以外で働くことを理想としている。



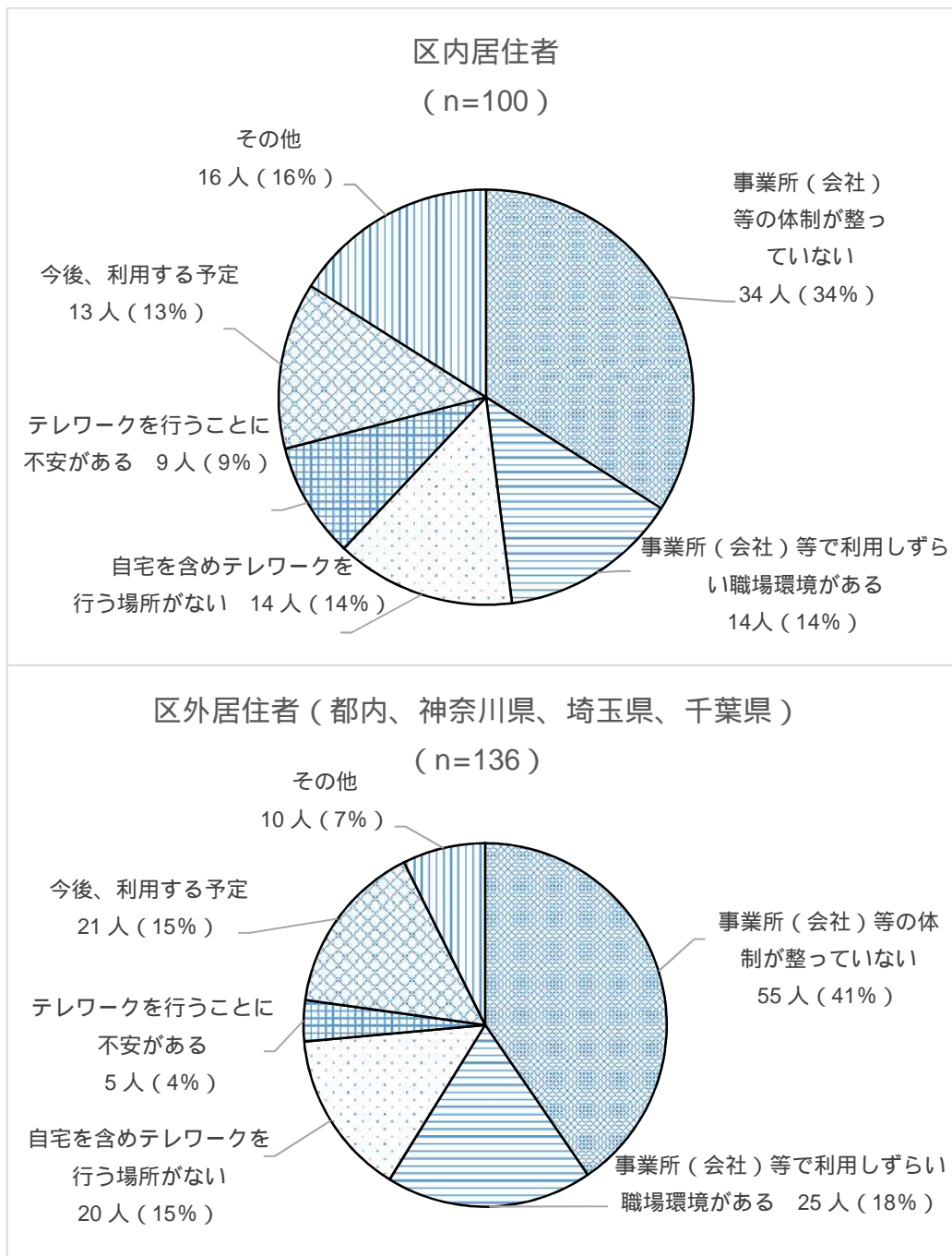
問4 テレワークという働き方を知っていますか。  
約9割の方が「知っている」と回答している。



問5 あなたは、テレワーク制度を利用していますか。  
 区民の約3人に1人がテレワークを利用し、2割の区民が利用したい意向をもっている。



問6 前問で「利用していないが、利用したい」と答えた方にお聞きします。現在利用していない理由はどれですか。最もあてはまるものをお答えください。  
 区民が利用していない理由のうち約5割は、事業所の環境が要因となっている。





問7 兼業や副業について当てはまるものはどれですか

兼業、副業を行っている方、今後行う予定がある方がそれぞれ約1割強となっている。

